

総務文教常任委員会記録

平成29年3月8日

【開催日】 平成29年3月8日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後3時5分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中島 好人
委員	大井 淳一郎	委員	岡山 明
委員	河崎 平男	委員	笹木 慶之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総合政策部長	川地 論	公営競技事務所長	上田 泰正
公営競技事務所 主任	中村 潤之介		
総務部長	今本 史郎	総務部次長兼総務 課長	岩本 良治
総務課主幹	石田 隆	総務課法制係長	野村 豪
人事課長	城戸 信之	人事課主幹	辻村 征宏
税務課長	藤山 雅之	税務課課長補佐 兼固定資産税係長	伊與木 登
教育長	江澤 正思	教育部長	尾山 邦彦
教育総務課長	古谷 昌章	教育総務課主査	森重 豊浩
教育総務課学校 施設係長	池田 哲也		
社会教育課長	和西 禎行	社会教育課課長補 佐兼青少年係長	臼井 謙治
学校教育課長	笹村 正三	学校教育課主幹	下瀬 昌巳
学校教育課主査	古屋 憲太郎		

【事務局出席者】

事務局長	中 村 聡	主査兼議事係長	田 尾 忠 久
------	-------	---------	---------

【審査内容】

- 1 議案第23号 平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について(公営)
- 2 議案第27号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務)
- 3 議案第41号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について(総務)
- 4 議案第42号 山口県市町総合事務組合の財産処分について(総務)
- 5 議案第28号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例及び山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 6 議案第29号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について(税務)
- 7 閉会中の調査事項について
- 8 報告事項 教育委員会

午前10時開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。それでは審査内容の1番、議案第23号について審査をいたします。執行部の説明をよろしくお願いいたします。

上田公営競技事務所長 おはようございます。それでは議案第23号平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について説明いたします。予算説明書の2ページを御覧ください。第1条で、歳入歳出予算総額をそれぞれ92億692万円とし、第2条では、前年度と同額の、一時借入金の最高額を30億円としております。次に、事項別明細書で説明します。歳入は10ページから14ページです。まず、10ページ、11ページについて説明します。1款1項1目1節の入場料収入350万円は、特別席入場料収入です。2目1節勝車投票券発売収入86億2,405万2,000円は、返還金の1億204万8,000円を含んだ通常の本場開催での発売額に重勝式の発売額を含んだ額です。3目勝車投票券発売副収入は、前年度と同額を計上しています。1節勝車投票券発売事故収入20万円、2節勝車投票券払戻買戻事故収入5万円、3節勝車投票券払戻時効収入1,000万円、4節勝車投票券買戻時効収入20万円です。4目入場券発売副収入、1節入場券発売事故収入は、1,000円です。次に1款2項1目1節雑入4億2,336万8,000円について説明します。オートレース活性化推進事業助成金300万円は、払戻率可変化対応に伴う事業に対する助成金です。雑入は106万円計上しております。主なものは、場外場の川口場の従事員の健康保険料印紙代の個人負担分100万円になります。また、場外発売事務協力収入を4億430万8,000円計上しており、これは場間場外発売予定の349営業日について、当該節の売上合計金額にあらかじめ定めた率を乗じて得た額から銀行業務手数料経費を差し引いた残額を合計したものです。選手会部品庫会計貸付金返戻金1,500万円は、年度当初に貸付金として支出したものを、年度末に返戻精算するものです。次に12ページ、13ページについて説明します。1款3項1目1節土地建物貸付収入714万2,000円です。土地貸付収入として1万5,000円、建物貸付収入の712万7,000円です。2

目1節利子及び配当金は、4万円で、財政調整基金預金利子を1万円、施設改善基金預金利子を3万円計上しております。2款1項1目市預金利子は、1万円計上しております。3款1項1目1節山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金3,835万7,000円は、リース料の支払いに充てることとしております。2目1節小型自動車競走事業財政調整基繰入金1億円は、予算上、取り崩すこととしているものです。

次に、歳出は14ページから21ページまでです。まず、14ページ、15ページについて説明します。1款1項1目一般管理費3,267万9,000円は、一般管理業務に要する費用で、2節給料1,635万1,000円は、職員給料です。3節職員手当等は、941万9,000円、4節共済費は、554万5,000円です。9節旅費100万円と10節交際費10万円、それから14節使用料及び賃借料20万円のうち、通行料を2万6,000円計上しています。機械器具借上料17万4,000円は、公用車のリース代です。19節負担金、補助及び交付金は、職員福祉費2万4,000円、25節積立金4万円は、小型自動車競走事業財政調整基金積立金、山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金の利子分を計上しています。次に、1款2項1目事業費25億2,697万5,000円について説明します。16ページ、17ページを御覧ください。3節職員手当等325万円、4節共済費640万円、7節賃金5,498万8,000円は山陽本場に伴う場外発売に伴う費用です。11節需用費は、20万5,000円で、12節役務費3,895万円のうち、保険料21万5,000円は、昇降機賠償責任保険料、車両建物共済保険料です。ほかに競走車運搬費を1,642万円計上し、銀行業務手数料は、当市本場開催分と場外発売を受託したときの送金分を合わせての2,230万5,000円です。次に、13節委託料12億5,871万8,000円のうち、設備保守委託料は、自家用電気工作物保安管理業務委託料で98万4,000円、発売業務委託料は、重勝式発売に係る日本写真判定(株)に支払う委託料で6,094万9,000円、選手宿泊管理委託料で2,699万円計上しております。競走会業務委託料2億943万3,000円は主に西日本小型自動車競走会への委託料です。日本写真判定(株)との協議により、包括的民間委託料は6億2,000万円です。電話投票業務委託料は、3,685万9,000円です。インターネット投票業務委託料1億5,434万5,000円は、民間ポータル会社3社

にインターネットでの車券発売を委託することによる業務委託料です。場外発売運営委託料1億4,915万8,000円は、昨年2月19日に開設したオートレース宇部と昨年12月9日に開設したオートレース笠岡に対する運営経費です。14節使用料及び賃借料3,835万7,000円は、リース料の支払いです。平成25年度に各年度平準化しましたが、JKA交付金猶予分の支払いがある平成28年度と29年度について、半分の額で調整したことによるものです。19節負担金、補助及び交付金11億2,149万7,000円のうち、JKA 交付金3億2,533万2,000円は、重勝式による交付額と、最終となる特例交付金交付額1億4,900万円を含めた額です。開催場負担金は、重勝式発売の売上げの率による他場含めた開催場に対する負担金367万1,000円、特別拠出金は、これも重勝式発売の売上げの率による全国小型自動車競走施行者協議会に対する拠出金4,825万1,000円、選手参加旅費は2,328万円計上しています。また、選手共済会分担金を2,635万9,000円、電話投票センター運用経費負担金を5,607万3,000円計上しております。場外発売事務協力費は6億3,416万4,000円です。山口県暴力追放運動推進センター賛助金は30万円を計上しています。18ページ、19ページを御覧ください。公営競技納付金1万円は前年度と同額の計上です。全国小型自動車競走施行者協議会負担金は、405万5,000円計上しております。電気料金負担金は、2,000円計上しています。22節補償、補填及び賠償金61万円は補填金を、また27節公課費400万円は、消費税及び地方消費税を計上しています。2目賞典費5億2,090万9,000円は、8節報償費、報償金300万円、選手賞金5億1,790万9,000円です。3目勝車投票券払戻金、22節補償、補填及び賠償金、勝車投票券払戻金は、重勝式の関係も含む59億6,721万8,000円です。4目22節補償、補填及び賠償金、勝車投票券返還金は1億204万8,000円で、重勝式発売と合わせた額です。5目21節貸付金、選手会部品庫会計貸付金1,500万円は前年度と同額計上です。6目施設改善費1,200万円は、15節工事請負費で、重勝式発売に伴う収益による財源を加えた、地域公益事業を行うための予算の枠取りで前年度予算より200万円増額しております。それでは、次に20ページ、21ページを御覧ください。2款1項1目23節償還金、利子及び割引料30万円は、場外発売に伴う払戻準備金の他場の資金の一時借入金利子を計

上しています。3款1項1目予備費として、2,979万1,000円を計上しております。以上、歳入・歳出それぞれ92億692万円を計上しております。

次に、資料の説明をいたします。1ページを御覧ください。平成29年度の本場開催レースの日程ですが、前年度平成28年度の開催日数と同じ48日となっています。29年度の特色としては、普通開催のうち、9月開催と12月開催が土日開催であり、他の普通開催は平日開催となります。平成29年度開催総日数48日のうち普通開催は23日で、このうち土曜日、日曜日の休日が4日あります。またG Iスピード王決定戦は、10月の祝日のある開催となり、5日開催のうち3日が休日であり、4月の同じG I平成チャンピオンカップより売上増が見込まれます。休日開催においては、レース自体の企画や多彩なイベント等の工夫によって、入場者増並びに売上増が見込まれると考えております。また、来年3月での特別G Iプレミアムカップにおいても、初日水曜日、祝日、4日目土曜日、最終日日曜日の3日間の休日となりますので、これらも売上増に大きくつながると判断しております。こうした日程調整は、JKAや他の施行場との度重なる協議によるものであり、今後、更に連携を深めて、業界全体での活性化に取り組んでまいります。また、競輪場外場のサテライトにおける発売箇所の拡充においては、平成24年度では2か所であったものが、平成28年度当初は、全部で14か所とありましたが、現在は、全国で25か所になっています。こうしたサテライト場での販路の拡大についても、業界全体の取組として、今後も更に進めてまいります。2の場間場外発売レースの開催日数は、301日となりますが、併売の日数が60日ありますので、場外受けの日数としては、361日となります。したがって、3の総営業日の日数は、2の場外発売301日と本場の48日を加えて、349日となります。次に、4の4重勝単勝式、当たるんですの開催ですが、これまでの実績を踏まえて、ミニの500円は本場で24回、場外で126回の成立、メガの3,500円は4回の成立、3万5,000円は1回の成立で予算を計上しております。合計で、5億790万4,000円となり、1の本場開催の売上額80億1,410万円に、返還金1億204万8,000円を加えた、合計86億2,405万2,000円が、予算書に示す、勝車投票券発売収入となります。次に、2ページを御覧ください。開催に係る収支の歳入については、勝車投票券返還金1億円含む勝車投票券発売収入81億1,410万円、場外発売協力収入4億43

0万8,000円などの ①の歳入合計85億5,857万1,000円になります。

歳出については、勝車投票券払戻金、JKA交付金などの②の義務的経費57億8,455万7,000円は、競走会業務委託料、場外発売事務協力費、選手賞金などの③の開催経費21億2,678万8,000円で、⑤の包括的民間委託料は、日本写真判定(株)との協議により、6億2,000万円となっています。市への収益保証は、下の開催外に係る収支の⑦の括弧書きで示していますが、これまでの5,000万円から6,000万円へ増額しています。その開催外に係る収支としては、財政調整基金の繰入れは、地域公益事業等へ充当する額を含めて1億円の予算としています。施設改善基金繰入れは、リース料の支払いに充当するものです。次に、その下の重勝式に係る収支ですが、先ほど説明したとおり、⑩で歳入の勝車投票券発売収入は、返還金含めての5億995万2,000円に対して、それに係る歳出として、⑪で勝車投票券払戻金3億5,553万3,000円、JKA交付金347万円、発売業務委託料6,094万9,000円、開催場負担金367万1,000円、特別拠出金4,825万1,000円の支出があり、それに伴う収益が、予算として、3,603万円となっています。小型会計歳入歳出の全体の収支として、2,979万1,000円となり、JKA交付金猶予の交付(返還)1億4,900万円、リース料の支払い3,835万7,000円の債務解消を含めた、3つの債務解消額は、2億1,714万8,000円となります。次に3ページは、平成27年度の全場の売上げ状況でございます。これは資料を後で差し替えますが、これは3月だけの資料になっております。平成27年度までの売上額は、約65億円でございます。平成26年度が69億円、平成27年度が65億円ということで、次の4ページのところは、今年度平成28年度の2月までの売上額であります。今現在で66億円、ということで、今現在で既に平成27年度の売上額を上回っております。来週3月18日から始まります特別G I プレミアムカップの売上によりますが、今のところ13億円台を確保できれば、年間合計約79億円から80億円に近い売上げになると見込んでおります。特に先ほど説明しましたとおり、今年度の特別G Iも土、日、祝と3日間の休日開催がございますので、いろいろイベント等、それから勝ち上がり等を工夫して、できるだけ売上げが見込まれるよう努力しておりますので、そうしたところで79億から80億に近づくよう努力してまいります。

次に、資料の5ページを御覧ください。これまで委員さんのほうから御指摘があった部分で、現場としても今後の累積債務の返済状況それから計画についていろいろ考えておりましたが、この計画書は、今現在の今後の方向性として示すものです。平成27年度末をもって船橋場が廃止になったこと、これにより、開催日数の調整を伴うこととなりますが、それから場外場の増加、合計25か所になりましたということがありますが、それによって売上額が変わってきていること、などから、また重勝式の売上状況が不透明な部分もありますが、今後の見通しが考えられる状況になったことにより、今回、この計画を作成したものであるので、委員の皆さんに説明をしたいと存じます。ただし、あくまで現段階の見込みであること、平成29年度の本場開催の売上げ、また重勝式の売上状況などの理由から、今後、定期的に修正していくかの状態にあると思いますので、そのように考えていきたいと思っております。まずは、上の段の累積債務ですが、これまでの累積赤字額、JKA交付金猶予の額及びリース料の残額が、縦軸でそれぞれあり、その三つの計である「三つの累積額」が上の段の一番下に示しております。それから 累積債務のうち、一番上の累積赤字ですが、合併前、平成16年度末で10億3,000万円の累積赤字でしたが、その後、平成19年からの民間委託導入により、平成26年度末まで減額となっていました。平成26年度末で約7億4,000万円になっております。二つ目の累積債務として、二番目のJKA交付金猶予額ですが、売上げに応じて国が指定する法人(JKA)に納めるJKA交付金の関係で、累積赤字解消に向けて、オートレース事業の収支改善を行うため、平成17年度から3年間のその交付金の支払いについて、総額で9億6,900万円猶予された額がありました。その猶予されている額をもって、収支改善を行ってきたところです。なお、猶予でありますので、後年の交付(返済)が必要になり、平成22年度から交付(返済)を行っており、平成28年度末で、1億4,900万円の残額がありますが、平成29年度で交付が終わることになります。三つ目の累積債務として、三番目のリース料の残額ですが、これまでの導入機器のリース料の支払いの残額であり、これまで毎年支払いをしており、平成25年度からは平準化措置により返済7,600万円の支払いを行い、更に平成28、29年度で半分の支払の措置を行い、平成28年度末で、約7億2,900万円の残額があります。これは平成38年度で支払いが終わる予定であります。この三つの累

積債務の額についてですが、合併後、平成18年度末での累積赤字、JKA交付金猶予分算及びリース料残額の合計の「三つの累積債務額」が約35億円あった状況は、この平成28年度末で、20億円を切って約19億4,800万円となっています。しかしながら、平成26年度からは、これまでの委託契約の変更により、委託先がそれまでの日本トーターから、26年度以降は日本写真判定(株)に変わり、債務返済額が約1,000万円に変わったことにより、平成26、27年度は、約1,000万円程度の債務の解消になっています。こうした状況ではありませんが、平成28年度からは、業界全体の措置としての日程調整やサテライト等での発売機会の拡充、また賞金制度の改定等の運用改善により、売上げ確保や経費削減の見込みもあり、これまでよりは改善された収支の構造になると試算しております。債務の解消も、今後は、試算では約2,000万円前後程度できると予測しております。ただし、債務の返済については、法定であるものを優先していく必要があります。JKA交付金猶予の返済は、今後まだ平成29年度の返済があり、平成29年度は1億4,900万円の支払いがあります。また、リース料返済の平成28、29年度は、そうしたJKAの交付金返済がある2年間の債務解消の支払負担を軽減するために、それぞれ半分の約3,800万円の額に調整しております。これにより、平成26、27年度は、それぞれ約2億円の累積赤字の増でしたが、平成28、29年度は、そうした改善措置もあって、累積赤字はそれぞれ1億3,000万円台の累積赤字の増え方に抑えられると予想しています。今後、三つの累積債務の解消は行いつつも、どうしても、繰上充用に係る赤字額が増える傾向にあります。累積赤字額のピークは、平成30年度頃ではないかと試算しています。JKA交付金やリース料の返済がなければ、単体では収支トントンの状況にありますので、できるだけ、早い年度で、少しでも累積赤字額が解消できるような売上げ向上の構造になるように努めていきます。今後、サテライトでの更なる発売機会の拡充、払戻率可変化、70%から80%にやっております。それから、「分かる、当たる、楽しい」のコンセプトを全ての取組につなげることで、それから1着優先などの番組の改編、レース情報の提供の充実などによる、いろんな取組を行うことにより、今後の売上げ向上を図るよう努めていきます。また、約20年後である平成46年度には、黒字化が図れるように取り組むことができるようになるためには、こうした方向性が必要になると判

断しています。10年後、15年後の状況は、この激動の社会の傾向では、計り知れない面もありますが、あくまでも今後の方向性として捉えていただきたいと思います。本会議でも申しましたが、今後オートレースも変革に向けていろいろ、国、JKAを含めて、協議しております。そうしたことが踏まえられれば、こうした計画は変わっていくと考えております。この表で示す収益の見込みは、あくまで最低のものを想定しているため、黒字への転換は、約20年度としておりますが、先ほど言いましたように、実際には、現在、業界含めて、オートレース事業の変革についても真剣に協議されており、そうした方針が構築されれば、さらなる上乘せも期待できる面もありますので、さらなる努力によって早い時期に黒字化に転換できるよう努力してまいります。この計画は、冒頭で申し上げたように、あくまでも、今現在、平成29年3月8日現在で考える方向性として捉えていただきたいと思います。この数年間、平成29年度から平成33年度までの取組が、最も重要であると考えています。

それから包括的民間委託の関係ですが、平成28年度で契約期間が満了します。先日、市長と日本写真判定(株)の社長との契約更新についての協議によりまして、5年契約での契約として意思統一して決めております。今現在、締結の準備をしております。なお年間の委託料につきましては、先ほど言いました日本写真判定(株)6億2,000万円、それから市への収益保証6,000万円ですが、これについてそのように協議しておりまして、この予算の議決後、契約を締結する予定でございます。なお年度末の精算によりまして、委託料と収益保証を決めることとなります。以上でございます。

河野朋子委員長 説明ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑に入りますが、少し区切ってしたほうがいいですかね。まず歳入部分について、質疑を受けます。予算書でいけば10ページから13ページまでですかね。資料もそれに連動していると思いますので、歳入部分についての質疑を受けます。質疑はありますか。

笹木慶之委員 歳入のね、売上げの全体のことについてお尋ねしますが、今、資料を配布していただいて、残念ながら27年が3月だけですから、私、今、ちょうど頭

の中で計算しただけになるんですが、船橋がね、船橋が辞めたことによってオート会全体の売上げの減少が、単純比較するとね、80億ぐらい減少していると思うんですが、と言うのは船橋が大体年間180億ぐらい売っていたんですかね。で、なぜそれ言うかと言いますとね、いわゆる場間場外等やっておりますからね、要は全体のお客さんが減ってくると、当然山陽にも影響が出てくるわけですよ、一面から言うと。要は船橋の影響がどのぐらいあるかということは、やっぱり一つの大きな何て言うかね、目安になると思うんです。ただその反面ね、ビッグレースの開催比率が高くなるから、本場での売上げが高くなるということは見込めますけどね。ただ、全体のオート界の売上げ全体が減ったことによって収益率が減ってくるということもありますから、その差が幾らぐらいあるかということを探ねたいわけです。

上田公営競技事務所長 去年の27年度末、平成28年3月をもって船橋は廃止されたんですが、当初、見込み部分についても28年度の売上額は減少傾向って言いますか、船橋の影響はどうしても覚悟せざるを得ないというふうに思いました。ところが船橋場はオートレース船橋ということで、競輪のサテライトと一緒に場外を行っております。レース場の近くに、競馬場の中の駐車場の中に設置してやっております。オートレース船橋で売上げする額について、波はありますけど、ほぼ私が試算している部分につきましても8割、時には大きいG IとかSGの部分については、船橋場があったときの売上額と同じぐらいの売上げを実際に行っておりますので、全場含めてこうした部分への影響ってというのは、予想以上になかったとして捉えております。先ほど言いましたようにほかのサテライト場での売上げの増加もございしますが、そうした部分で売上げに関してはもちろん、オートレース船橋については当然、伊勢崎場が管理施行になっておりますので、委託料等の支出がございしますが、売上げに関しては思ったほどの影響はないというふうに考えています。8割から9割程度の回復って言いますか、お客さんがそのまま買ってくれている状況になっているというふうに捉えています。

笹木慶之委員 そうしますとオート界全体ではね、売上額は船橋がなくなったので落ちていますが、その減額部分は全て船橋が被ったというふうに理解していいんで

すね。いわゆる場外の発売額が減っていないということは、山陽場に影響がないということですね。いわんやサテライトが増えたわけですから、本場にとっては船橋の影響はほとんどないというふうに理解していいということですね。そうするとさっき言いましたように6場に割り当てよったプレミアムレース、いわゆるG I、G II等のレースが本場開催の比率が高くなるので、本場にとっては有利な、開催展開ができるというふうに理解していいんですかね。

上田公営競技事務所長 今、笹木委員さんが言われるとおり、そうした部分で日程の組み方については、それまでの6場体制よりは組み方だけについて言えば、より私たち山陽場の開催も有利な日程調整ができる形にはなっております。

中村公営競技事務所主任 あわせて、オートレース船橋、競輪との場外になっていきますけど、そちらでのイベントっていうのも、今年1年間、各場でそれぞれ行うようになっていまして、うちも今度プレミアムカップのときもオートレース船橋のほうの広告代理店等を通じて、JKAのほうとも協力して、もう既に各場、レースが終わっている場についてはそれぞれ終わっているんですけど、山陽が最後プレミアムカップがありますので、オートレース船橋が売上げが伸びるようなイベントも組むように、計画は既に済んでおります。以上です。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか、歳入の部分です。

河崎平男委員 歳入の関係ですが、休日等も体制が増えるということではありますがですね、入場料収入が減っておりますよね。どういうことで減っておるんですか。

中村公営競技事務所主任 こちらの入場料は特別席入場料、レース場の4階の入場料の金額になります。ちょっと今、平日のときの入場がちょっと最近芳しくないということで、実績から加味して足した数字になっております。ただ、現在も土曜日とか日曜日の開催のときにはですね、土曜日はちょっと満席までいかないんですけど、日曜日はほぼ満席になる状態になっておりますので、そこはそれで実績から今年度予算を考えて入場の人員をそれぞれの開催ごと全部、毎日出し

て、7,000人という形で計算をして500円の350万という形で予算計上しております。

河崎平男委員　そういう休日体制を増やすということであれば、増えるんじゃないですか。

中村公営競技事務所主任　ちょっと繰り返しになるんですけど、土日はほぼ今年度も、28年度も、土曜日もほぼ200席とか、日曜日でもグレードレースになったら満席で239席ですかね、埋まっていた。ただちょっと今、平日の入場がなかなかちょっと今、芳しくない状況にあるので、そこを実績加味してちょっと下げさせていただいているということです。

上田公営競技事務所長　平成28年度は普通開催で、7日の休日開催がございました。今回、29年度はスピード王等で1日ほどありますが、それ以外の普通開催でいきますと、4日になりますので、そうした部分の普通開催での土日開催の減というのでも幾らか影響しているかと思えます。

大井淳一郎委員　今の特別席の関連なんですけど、本場開催と場外開催では入場料は同じなんですか。ちょっとそこを聞きます。

上田公営競技事務所長　一緒でございます。

大井淳一郎委員　例えば競馬場とかではですね、本場開催と場外開催では入場料の額が違うんですね。場外開催では半額ぐらいになっているので、日頃特別席に行かない人も結構入ったりして、そうやってなっているんですけど、そのような工夫はされる検討はないんでしょうか。

上田公営競技事務所長　そうしたところはいい御意見と言いますか、今後に向けてですね、直営でやるとなかなかそういう発想がないと思いますが、日本写真判定のほうは当然、競輪等含めていろんな情報が入っております。もちろんそうした

ところをですね、こちらからも提案して、そうした形ができるかどうかを検討してまいりたいと思います。SGでも特別席を開けているんですが、あれは無料で開放しております。そうしたことも含めて、いわゆるお客さんの利用に対応した、対応しているのは日本写真判定と鋭意、協議していきたいというふうに思います。

笹木慶之委員 今のことに関連しますが、昨年ね、オートレースの売上げのことについて、これは一般質問で言ったと思うんですが、売上増で今のいわゆる有料席ですよ。年間契約者がおりますよね、年間契約者の声としてね、何らその年間契約者のメリットがないという、実は話があるんです。年間契約者というのはやっぱり大口購入者なんですよ。ということで検討するというようなことを言っておられましたが、その後どうだろうかとというのがまず1点。もう1点は今、宇部と笠岡ですか、二つほど新たに設けられましたが、なかなか一人当たりの購買額が上がらないということになれば、数を増やさなくちゃならないということですよ。ということで新しいそういう展開が今、あるのかどうか、もちろんこれ相手方がありますから、言えること言えんことがあろうかと思いますが、言える段階までひとつお答えいただきたいと思います。

河野朋子委員長 2点ありましたけどお願いします。

上田公営競技事務所長 まず1問目、高額購入者に向けた対応ということで、これは今まで前回でしたか、笹木委員からも御指摘がありました。日本写真判定とも今、協議をしております、いろいろそれまでは、まず本場に来ていただいたお客さん、場外発売所でも一緒ですが、一般のお客さんに向けたファンサービスというのを主体にやっておりましたけど、やはり特別席に入られたお客さん、そうした方への対応ということも重要視しております。また更にその中での高額購入者への向けた取組ということについてももう少し目に見えるところでやっていけるように日本写真判定のほうには言っておりますが、まずほかにも、これは本場の特別席のことじゃないんですが、JKA等を含めて電話投票の会員のほうについても特に分析しております、いわゆる今、笹木委員が言われたように極端に言えばお客さんの10%、20%の高額購入者が売上の半分以上を占めるというよ

うなことが特に電話投票では顕著でございますので、特に高額購入者に対する優遇措置というか、そうしたところへのファンサービスというのは重要なこととなっております。これは電話投票だけではなくて、本場に来られるお客さんに対しても一緒のことなので、これについては常に広報担当と協議をしております、そうしたところは更に強めに日本写真判定のほうには言って、いろいろ協議してまいりたいと思います。それからオートレース宇部、オートレース笠岡が今、開設して売上げを図っておりますが、またほかのサテライト場、今現在ある程度の段階になりましたら委員のほうにも報告しますが、今、実際に行って交渉しているのが1か所ございます。また、近日中にもう1か所行く予定にしておりますので、JKA等を含めて協議しているのは2か所、それから今後個々に交渉行くべきじゃないかということでJKAと話しているのがもう1か所ございますので、協議は2か所、構想を含めると3か所ございます。そうしたところを今後開拓してまいりたいというふうに思います。これは山陽場だけじゃなくて開拓することによって、全場の売上げ、それから収益に影響することでございますので、これは5場全部含めた中で協会、今現在25か所ありますけど、もっと増えるような形で売上げを図ってまいりたいというふうに考えております。

岡山明委員 ちょっと私のほうから、1ページ目なんですけど、先ほどお話がずっとあったんですけど、その土日祭日、その辺の開催日によってその売上げが大きく変わると。そういう状況の中で今回、29年度の予定が6番、7番、12番、それぞれ祭日、土日が入っていると。そういう入っているということで、これが入る、入らないで売上げが大きく変わると。そういうふうになると、来年度はこういう形、再来年度はこういう休日が取れませんでした、土日が取れませんでした売上げが落ちると。そういう可能性を考えた上で、土日を絡んだ試合が固定的に例えば山陽場に頂けるかどうかでその辺はどういうシステムなのかお聞きしたいんですけどね。

上田公営競技事務所長 開催日程については、まずJKAとの調整にございましてSGレース。SG、それから年末にあります、これもSGですがスーパースター王座決定戦。それから特別G Iレースが全場で2回ございますが、その日程をまず決

況について、もう少し説明なりしていただければというふうに思いますし、今回はその収益として3,600万、そういうところの違いちゅうか、現状ちゅうその辺のところを説明していただければというふうに思いますけど。

上田公営競技事務所長 去年、先ほど言いましたスピード王からスタートしました、12月14日からスタートしました重勝式のほうですが、3月、今現在でこの商品、ミニのほうで500円で25回成立しております。昨年の12月14日からスタートして、平均すれば3日から4日に1回の成立。最近、この3月、2月は8日、9日に1回という状況になっております。3,500円、それから3万5,000円のほうについては、ちょっと成立しておりません。売上額については500円が25回ということで、5,043万円ということで、今後いろいろ宣伝強化も図りましてやっていくふうには努力してまいろうと思っております。こうした状況を踏まえて、成立状況を踏まえて、今年度の29年度の売上げの試算ということを考慮しております。当初、去年12月のスタート時には年間約10億円ということで説明しておりましたが、ちょっとこの部分についてはそこまでは見込めないということで、厳しめに試算いたしまして、合計で5億995万、約5億1,000万円の予算として計上した経緯でございます。先ほど1ページのほうで説明いたしました成立状況、その売上げの5億995万ということで、本場時に入る部分、それから場外時に入る部分の売上げに応じた収益として約3,600万円を29年度は計上しております。これも今の成立状況を踏まえての状況としています。

河野朋子委員長 今回の説明でいいですか。まだ補足がありますか。いいですか。じゃあ今の件について、もうちょっと。

大井淳一郎委員 今、当たるんのですの話が出ました。ミニが25回成立しているということなんですが、メガが今大体千何百ぐらいで、ギガにいたっては95口ぐらいしかまだ成立していないんですよね。このことからいくと来年度、ギガは1回も成立しないどころか、メガも4回も成立するのかなというふうに単純に思うんですが、その辺りの試算は甘いとは思いませんか。

上田公営競技事務所長 確かに今そういう状況ではございますが、日本写真判定のほうもこれに向けて今いろいろと分析しております。先ほど状況を説明いたしましたが、会員については常に増加している傾向でございます。今の会員数は6,096人ということで、増え続けてはおります。予約数がいわゆるペースが鈍っているという状況でございますが、これに関して今後の対応策と申しますか、対策事業として当然、「当たるんです」のサイト面のいろんな改善の工夫、それからキャンペーンの実施、キャンペーンも日本写真判定のほうでいろいろ考えております。これまでもしておりますけど、もっと積極的に行うこと。これは早急に行うべき対策事項としていろいろと今やろうとしております。また将来的な工夫の構築などを行っていこうというふうにして考えております。特に来週から山陽場で開催される特別G I プレミアムでも宣伝等を強調して、日本写真判定のほうも重要な課題としてこれに取り組んでおりますが、私たちのほうもまずはこの3,500円のほう、3万5,000円のこと重要でございますが、3,500円をまず成立させること。そういったところへの宣伝等を積極的に行って、今の売上げがちゃんと改善されるよう、協議してまいります。

大井淳一郎委員 これは来年度すぐできることではないんですが、やはり何年かやってみて、ちょっとギガが、設定が3万5,000円を入れて1億という当選金額が一つの呼び込みになるので、難しい面はあるのですが、今後はギガの設定も少し考えないといけませんね。もうちょっと購入しやすいような額に設定するとかね。そうすれば当然、払戻額も1億を切ってくるので、魅力はないのかもしれませんが、この辺は少し考えていただけたらと思うんですがいかがでしょうか。

上田公営競技事務所長 大井委員が言われたように、確かにそういったところの商品性のことについての協議もございます。これはこの重勝式をやる上でいろいろ国、それからJKA、各場との協議を含めていろいろ努力してここまでの運用開始に努力したとこなんですけど、まずその商品性についてはJKAを含めて、この500円、3,500円、3万5,000円が有効なのかどうか。もっとこの商品について、どう考えるべきかというのは今、いろいろ分析して考えておりますので、また今後協議してこういったところはいろいろ考えていくことになろうかと思っております。

岡山明委員 ちょっと申し訳ないんですけど、ちょっと今この販売成立状況、現状をちょっと、数をちょっと教えていただきたいんですけどね。

河野朋子委員長 それは今、言ったんですよね。ミニが25回でいいんですよね。(発言する者あり)

上田公営競技事務所長 500円のほうについては現在25回成立しております。

岡山明委員 メガ、ギガはまだということですね。

上田公営競技事務所長 そうでございます。3,500円、3万5,000円は今のところ成立しておりません。

河野朋子委員長 確認だけでいいんですね。質問はないですか。

笹木慶之委員 大井委員から今、話がありましたが、それに関連して、電話投票の申込みが随分厄介らしいんですよ。私もチャレンジしてみたんですが、途中でやめました。厄介ですから。これを余り言うと依存症の問題があるから、余り言えないですが、会員がもっと簡単にできるようにしないと、会員が増えないと思いますよ。金融機関の取扱いが物すごく厄介。これは前に言ったと思いますが、山口銀行さんは1年に1回、そういう時期を設けてやるというようなことを言われていたようですが、そこをもう少し説明していただけませんか。

上田公営競技事務所長 電話投票のほうですね、重勝式ではなくて。

笹木慶之委員 それを含めて両方とも。

上田公営競技事務所長 重勝式のほうについては、できるだけ、今やっている手続は法令に基づいて、いろいろチェックしていかなければならないものがあるので、

そこを排除することはできませんが、もう少し分かりやすく、例えば、何か入力するのに迷わずにできるような形を工夫できるようには、協議をしております。電話投票の一般のほうの申込みについても、そういった声はよく聞かれます。特に若い方はいろんなものを注文するときにも、そういった部分の登録というのは、結構簡単かというと、やりやすいんですけど、やはり売上増を図るためには、いろいろ年代層、やはり50代、60代、70代の方も電話投票していただけるような形に持っていかなければならないので、そういった部分が分かりやすくできるような登録方法というのは、結構課題にはなっております。運用するほうは、これでいいでしょうと言うんですが、運用するほうが、また若い方なので、その辺は重勝式、それから電話投票も含めて、いろいろ連携を深めて協議しておりますので、実際私たちが会員登録できないので、いまいち実感がわかないところがあるんですが、できるだけそういったところはJKAの担当等も含めて話をして、分かりやすい登録方法ができるように努めてまいりたいと思います。結局それが売上げ増になりますので。

笹木慶之委員 関連して言いますが、私が言っているのは銀行の口座を開くことなんです。一番最初にスタートしたときには金融機関の窓口に行ったら、してくれたんです。そういう仕組みだったんです。ところが、今はそうじゃないでしょ。全部封書できて、それをどうして下さいという指示に従ってやる。途中でもう面倒だからやめたというふうなことになるんじゃないかと思います。だから、金融機関の窓口に行ったら、その手続が完了するような仕組みならできると言うんです。その辺はどうなんですか。

上田公営競技事務所長 回答が不十分で申し訳ありませんでした。以前は銀行等に行って手続ができた時期がございました。現在は封書等で限られた期間で、そういった山口銀行とかでの申込みが限られてきているんですけど、そうしたところもまだまだ、そうしたところで手続したいというお客さんのための、もう少し改善できるところは、特にこの辺については、オフィシャルのほうについてはJKAが統括しておりますので、その辺はちゃんと申し上げて、改善できるところは少しでも改善していきたいというふうに思います。

岡山明委員 確認させていただきたい。今の申込方法うんぬんあるんですけど、これはあくまでもJKAのほうから、こういう形をとりなさいと、そういう状況なんですかね。こちらのほうから例えば、本場で、現金で売買できるような4重勝単勝、そういう券の販売ができるという、そういう状況じゃない、あくまでもJKAの指導の下で販売している。その辺はどうなんですか。

上田公営競技事務所長 4重勝の重勝式のほうについては今、ネット投票だけになっております。これはネット投票ということで規則を定めてやっておりますので、本場に来られるお客様が窓口で買うということになると、また形態が変わってくるので、あくまでもネット投票ということで、伊勢崎場が管理している違う形の重勝式のほうも、あれもネット投票になっております。いわゆるネット投票という形での分になっておりますので、そういったところは、将来的にはできる方法もあるかもしれませんが、あくまでもこの重勝式というのは、日本写真判定も主張しておりますが、いわゆる宝くじユーザー、そういったところをターゲットとしてやりますので、そういったところも含めての、まだ宣伝が足りないという部分もございますけど、あくまでもネット投票での4重勝単勝式ということで、今進めております。それとは離して、いわゆる本場開催といいますか、開催における電話投票のオフィシャルの部分について、それから民間ポータルは、民間がやっておりますが、その分の電話投票というのは、いわゆるJKAがやっているものと、民間ポータルがやっているものということで、JKAが統括しているものと、民間がやっているものとございます。

河野朋子委員長 これは11月の臨時会で仕組みについては説明受けております。数値的などころ、予算の歳入の部分で何かほかに質問があれば。

大井淳一朗委員 そろそろ当たるんのですの話はやめにしましょう。本場の入場者数ですが、さっき3月までの分しかなかったということで分からなかったんですが、結局28年度の本場の入場者数は大体どのくらいになりそうですか。

河野朋子委員長 見込みですね。

上田公営競技事務所長 1日平均ということでよろしいでしょうか。

大井淳一郎委員 結局27年度より、今年度のほうが増えているのかどうかというのが知りたいので、1日当たりで言われるのであれば27年度との比較をお願いします。

上田公営競技事務所長 資料は後また示しますが、27年度の1日平均が1,464人ということになっております。28年度でいきますと1,408人ということで若干あれですが、今後、特別GI、土、日、祝とございますが、特別GI、今までの実績からいきますと入場者が土、日、祝と平均でも3,000人は入ると見込んでおりますので、逆に入らなければ深刻な状況なんですけど、3,000人は入ると思いますので、この時点で若干少ないですけど、ほぼ平均は何とか確保しているんじゃないかなというふうに思います。私としましては、2月までで1,408人という少ないようですが、先ほど言いましたように普通開催だけで7日ほど土日の分が入っておりますので、そうしたところがあると、普通開催でも日曜日なんかは1,500人以上は入っておりますので、そうしたところが、今のこの平均が何とか確保できているというふうに思っております。今後5日間の開催での入場者数が確実に入場者数を増やしていくというふうに思っておりますので、最低でも前年度の平均に入場者数は確保できるというふうに見込んでおります。

大井淳一郎委員 手元に5年間の推移があるんですが、平成23年度の年間の入場者数が、8万8,000人が27年度は6万5,000人ということで、今年度も大体これぐらいになるでしょう、今年度もね。何が言いたいかという、売上げは今年度のほうが昨年度よりも上がってきているし、来年度も4重勝式の関係で売上げ自体は上がってきているけれども、結局これは本場の入場者数が増えたのではなくて、場外とかの売上げが多いからなんですよね。結局何が言いたいかという、本場の人数は、余り増加は見込めないという前提の下で、今後、経営というを考えていかなければいけないと思うんですが、その辺りの分析は、どのように考えてしていかれるつもりでしょうか。

上田公営競技事務所長 確かに本場での売上げの構成比は、10年前とかでも総売上げの20%を占めていたものが、今は10%台にはなっております。総売上げを伸ばすためには電話投票、それから先ほど言いました場間場外、サテライト場での発売機会の拡充、そういったところの重要性が増しておりますが、もちろん本場開催での売上げ増というのは重要度が増しております。民間ポータル、共用場外は、売上げは図られますが、もちろんここには委託料という形で支払う経費がございますので、実際に市に入ってくる収益というのは、当然本場開催での売上げのほうが、本場開催の売上げの率が上がれば上がるほど、収益率は上がってくるという構造になっておりますので、なかなか本場開催での重要性というのは、もちろん総売上げを上げることは重要ですが、本場開催の売上げ増というところは重要でございます。特に入場者数をここで確保することによりまして、普段の場外発売を受けるほうの売上げに影響しておりますので、できるだけ普通開催レースを、平日に開催することも売上げ的には重要ですが、土日に、とにかくレース場にお客さんを呼ぶということが次の本場開催、あるいは次の場外を受けるときの入場者増につながるというふうに日本写真判定も分析しておりますので、本場開催の部分の重要性というのも踏まえて努力していきたいというふうに思っております。

大井淳一郎委員 今もされているし、これからも努力されると思うんですけど、オートレース宇部とかで買われた方が、これをきっかけに本場に行く流れというのは、あるのはあるらしいんですけど、余り大きくは見込めないのかなと思うんです。結局、今後施設改修とかをされると思うんですけど、それを考えたときに、かつてのバブルと言ったら怒られますけど、相当な数が入場者数を占めていた感覚で施設改修等に、施設改修についてはまた後で質問しますが、そういったことも身の丈にあった改修も、今後は必要ではないかと思うんですよね。本場の入場者数を増やしていく努力というはもちろん評価しますが、余り過大評価すると、結局はうまくいかないということもありますので、その辺は今後よろしくお願ひしたいと思うんですが。

河野朋子委員長 意見ということでいいですかね。はい、ほかに歳入の部分で。よろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり)では歳入の質疑を終わりまして、歳出に入りたいと思います。14ページの終わりから最後まで。歳出部分について質疑を受けます。

河崎平男委員 地域公益事業で具体的にはあるんですか。どこをやるとかいうのはないんですか。

河野朋子委員長 19ページですね。地域公益事業について具体的な計画があるのかということ。

川地総合政策部長 今1,200万円を予算計上いたしておりますけども、そのうち障害者福祉施設等の改修300万円弱、それから学校施設関係これは特に機器関係が多いんですけども、放送設備とか電話設備とかそういった分について約280万円関連、あと公民館等の多少の設備改修、それから福祉会館の改修等々に充てることといたしております。1,200万円丸々用途を決めてしまいますと、柔軟性にも欠けますので、多少の予備は持っております。

大井淳一郎委員 地域公益事業ちょっと増えてますけどね、それはありがたいということでしょうけど、結局今の時点である程度どこをどう改修するかというのは、待機みたいな感じなんですか。もう決まっちゃいますか来年度大体この辺りをやるといふのは。申請が出ている状況ですか。

川地総合政策部長 基本的には原課のほうで実施計画等々定めまして、予算要求が出てきますので、その中で地域公益事業に該当するものについては基本的にはこの事業と、ある程度の金額について定めております。

笹木慶之委員 歳出については例の包括民間委託の契約でですね、かなりの経費を包括民間委託業務の中に入っておるので、この中にはいわゆる市の執行部門については限られたものになって、かなり節減をされておるといふふうに思います

が、先ほど契約は5年間で継続するということが成立したということなんですが、中身の内容の変更というのは特にはないんですね。事業内容の変更というのは特にはないんですね。

河野朋子委員長 先ほど説明があったのは委託料と市の保証だけでしたけど、ほかに何かありますか。

上田公営競技事務所長 契約期間とそれから委託料と市への保証、それ以外は特に変更はございません。

岡山明委員 ちょっとまた4重の話なんですけど、当然委託されておるんですけど、この例えば広告料に関してはこれは委託料に皆、4重勝の委託という形で委託業者側のほうに例えばテレビの放映料というか、宣伝する、そういう委託料というのはどこに含まれていますか。

上田公営競技事務所長 そうしたところの経費は全て委託先の日本写真判定のほうになります。民間委託ではなく…(「違うでしょ」と呼ぶ者あり)4重勝単勝式の分でございますので、この分については委託料、発売委託料ということで説明いたしました。重勝式に係る委託料として日本写真判定に支払う額、そういった部分で委託先の責任において負担することとなります。

岡山明委員 じゃあこちらのほうの重勝式の分の発売業務委託料の中にCMの放映権が入っていると。そういう理解でいいんですかね。資料のほうの分ですけど。

河野朋子委員長 広告料がこの委託料の中に入っているのかという質問ですか。

上田公営競技事務所長 この委託料も含めて日本写真判定が投資するということになりますので、あくまでもこの委託料の額がいろんな使い方で宣伝もありますし、それから重勝式のランニングコストといえますか、これを運用するための経費もございませう。そうしたところも含めた額となっております。

岡山明委員 じゃあこの6億2,000万の委託料の中に広告料全部含まれておると。含まれているという理解でいいんですね、そうすると。

上田公営競技事務所長 あくまでもこれはその売上げに伴うパーセントでいっております。もちろんランニングコスト等、それからランニングコストとは別にこの重勝式をするためにはいろいろこれを構築するための投資がございます。これは日写の負担でやっております。この委託料を含めて、もちろんランニング的に宣伝していく経費もこの中に入っておりますが、いわゆる12%、売上げに伴うものでございますので、ここの委託料といいますか、売上げが伸びてももちろん市への収益も増えていくことにはなりますが、そうしたところでこれまで日本写真判定が投資した分を回収していくというふうなことになります。

河野朋子委員長 ちょっと質問に、答えがちょっと分かりにくいのです。

上田公営競技事務所長 済みません。ちょっと根本的なところがあれなんですけど、あくまでもこれは開催収支の民間委託料、先ほど予算入ってます6億2,000万とは別の重勝式は先ほど2ページで説明いたしました重勝式の収支のほうになります。重勝式に関する売上げに伴う日本写真判定に払う委託料でございますので、分離して考えていただきたいと思います。

河野朋子委員長 6億2,000万の中に入っていないということでもいいですね。ほかに歳出でよろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは委員会からずっと、以前から債務の返済計画を出してほしいということを申し入れておりましたが、今回こういう形できちんと出していただきましたので、この件について何か質疑があれば受けますけれども。

大井淳一郎委員 リース料が一応見込みでは38年度をもって返済が終了するというところで、これはこれでいいんですけれども、前から気になっていたのは、リース料がこれ以降、つまり38年度以降は一切発生しないのかと思うんですよね。素人的

に考えたときに今後機器っていうのはどんどん改良というか、合わなくなってきた新しくリースっていうものが必要となってくるのではないかと思うんですが、その辺りはどのように考えておられるでしょうか。

上田公営競技事務所長 将来的にはですね、今これは当然過去の分なんですけど、今投票センターのほうのいろんな発売機器もそうですが、かなり台数も減ってきております。昔と違って今コンパクトになっております。本場に対する分も投票センターのほうも今、東京のほうにあります投票センター、アスクと言いますが投票センターがございまして、いわゆる各場の分も機械がすごくコンパクトになっております。あくまでも集中して統括してやっていくということで、各場はこれまでと同じようにいろんな機器を負担していくと、各場での負担が出てきています。そうした形で全動協にいろんな拠出金を出すことによって、特に投票センター、東京のほうにある部分の共通経費を全場で負担していくということでいろいろ工夫しております。発売機器のほうも台数がコンパクトになっておりますし、そうしたことを踏まえるとこれまでのような膨大なこういった投資という部分はかなり節約されてきていると思いますので、今後リース料という形で大きくこういう形で出てくるということは今のところはまだ想定してはおりません。

大井淳一郎委員 ただゼロではないんで、ここまでぼんとはないでしょうけど、それなりにコンパクトで過去のようなことはないとは思いますが、いずれにしても若干、若干ではないかもしれないけどリース料は今後発生する可能性はあるということではよろしいですね。

上田公営競技事務所長 主にリース料になるかどうかはあれですけど、今もう民間委託しておりますので、そうしたところである程度、日写と協議しながらそういったところは計画的に一気に投入するのではなくてある程度。これまでも日本写真判定が入って、アスク、投票センター集中して、そうした部分で機器も取り替えておりますけど、そうしたところはある程度ほかにも団体ございまして。JKAとの交渉によりましていろんな形で工夫して今導入しておりますので、そうしたところはいろいろ工夫して取り組んでいきたいというふうに。

河野朋子委員長 この計画についてはよろしいですか。返済計画。

大井淳一郎委員 これは今後のことになると思うんですけど、先ほど少し述べましたように耐震が今後行われると思うんですけども、まともにそのたくさん10万人以上入っていた頃を想定した改修だとちょっと現実的ではないと思うんですよね。その辺りはどのように今現時点で考えておられますか。改修の見込みですね。

上田公営競技事務所長 施設の改修については例えば今もう発売所も入場口入って右側の投票センターそれから特席とそれから西側にございますハイビジョン、これがもう主体になっております。それ以外はほとんど閉鎖している状況でございますが、例えば改修していろいろ今後の考え方もございますが、あくまでもそうした先ほど大井委員さんも言われたように身の丈に合ったといいますか、そうした部分への考え方というのが全く変わっておりませんので、今後いろいろ改修していく上でもそうした面は当然踏まえた形での協議にはなっていくというふうに思っております。

大井淳一郎委員 同じ改修でも走路の改修のほうは結局ほかの場と比べて山陽は悪いというのはあんまりよくないことで、これは逆にマメにやっつけていかなきゃいけないんですが、この計画を見ると8年ごとに大体改修するような形なんですけど、改修のスパンはこれで大丈夫なんですか。現在の走路の改修のスパンは大体どれぐらいなんですか。それも踏まえて。

上田公営競技事務所長 これまでずっと言われてきたのは基本5年といふところなんですけど、一応平成27年度に走路改修を行いましたけど、うちがたしか8年目だったんですね。これはもう限界だといふふうに考えております。そうしたところで各場もなかなか5年に1回といふのは厳しいところがありまして、よそも大体7年目でやっつけているところが多いといふところを踏まえて、7年目でしております。ここの改修もいろいろ工夫してやっつけておりまして、今後もそうした形での改修も踏まえております。ただ外線側をやっていないところもありますので、いつかは次の次ですか、平成

43年のときには根本的にやり替えなければならない時期が来ると思いますので、そういったところも踏まえた構想にはしております。

河野朋子委員長 この計画は本当に最終的に46年度までとなっておりますが、先ほど言われたように前提が現時点での前提ですよね。委託業者とかそういった前提を基に立てられた計画であって、これが本当にこのとおりにいくかどうかというそういったこともまだ確定はしていないということで、この計画出していただきましたので、随時委員会としてもその辺はチェックしていかなくてはいけないというふうに思いましたので。その辺りはよろしく願います。前提的なところで何かありますか。

中島好人副委員長 数字的なことじゃないんでちょっと最後という形になったんですけども、本会議場でもありましたように依存症の問題どうなのかという話もありましたけど、先ほどの質疑の中で4重勝の関係では分かりやすくという話もありましたけども、逆にこれは誰でもどこでも応募できるようなシステムなんで、その辺ではセキュリティの問題はどうなのかというところも併せて本会議場に出て審議してませんという話もいかなものかと思しますので、その辺の今の現状とその辺の取組の方向性等があったらお願いしたいというふうに思います。

上田公営競技事務所長 本会議で山田議員が言われた、いわゆるギャンブル依存症対策についてですね。（「併せてセキュリティ」と呼ぶ者あり）重勝式のほうの20歳未満のほうについてですが、こういったところについては重勝式にかかわらずほかの電話投票も一緒でございますが、そうしたところの確認というのが重要事項でございますので、そうしたところは業界といいますか、そういったところの確認というのは重要でございますので、その辺は十分に気を付けてまいりたいというふうには考えております。それからギャンブル依存症対策ということで、いわゆるカジノ解禁法といいますか、これが成立したことを踏まえて、いろいろ去年12月の末、26日に関係の閣僚会議というのが行われまして、いろいろギャンブル等依存症に関わるいろんな省のほうで協議が行われております。もちろんオートに関する部分で経済産業省もその中に入っております、そうしたギャンブル等

依存症対策についての各省の考え方というのがいろいろ協議の中で出ております。そのギャンブル依存症の部分については今、公益財団法人のJKA、こうしたところが既に相談機関というのを設けておりまして、ギャンブル等依存症に関する相談があった場合には治療を受けることができる医療機関を紹介したり、そうしたところは各場にも今、来ております。いろいろ相談があった場合には治療の拠点機関であるところを紹介したりということも今、そこは行うようにしております。また今後いろいろそうした部分の対応という部分については国等もいろいろな関係機関と協議しておりまして、今年に入っても開設首長会議とかいろいろな会議において協議会の会議においてこうした部分の意見交換も踏まえて、国の方針というのはいろいろ今考えているところのほうは今出ております。今後何らかの形でこうしたふうな対応策というのが出てくると思いますので、そうしたところは随時対応してまいりたいと思います。加えて中島委員が言われるように、射幸心を過度にあおらない部分についてのいろいろなオートレースの広報、宣伝そうしたところはちゃんと民間放送局の基準に合わせてあおらない方向になるように努力していくように今こうした部分の協議は、当然協議会の中の協議としても重要事項でございますので、今協議しているところでございます。

河崎平男委員 隣の競艇場では発売向上のために、売上げ向上のためにナイター設備も設けてやっつけらっしゃるし、競艇ファンとオートレースファン、同時の方もたくさんいらっしゃいます。ついては新しいものを業界全体で取り組んでいくと言われておりますが、分かる、当たるなどの売上げ向上、この辺については抜本的に8車というのは難しいんじゃないかと思うんですよ。競艇ファンの方はオートレース来られたら6車だからみやすいとか、というような方で売上げ向上、業界全体に関わることでありますが、今後そういうファンとして課題、問題も受けておりますので、今答えられないと思いますが、業界全体で抜本的な対策も考えてもらいたいなというふうには考えております。

河野朋子委員長 意見ということでもいいですね。質疑が大体出ましたかね。質疑は打ち切りまして討論に入ります。討論はありますか。

中島好人副委員長 このたびから新しく当初予算から4重勝単勝式の当たるんですというのが新たに組まれてきているわけですが、この手法がオートを楽しむということじゃなくて、正にこのギャンブル性の強い内容にもなってますしね、そうした意味では市が率先してそういうギャンブルに行きましょうというのはいささか私は、違和感もありますので。またセキュリティの問題についても国のカジノの解禁法とも関わっているいろいろな出てきていますけども、やはりまだまだその辺では不十分な、具体的にはまだ不十分な点もありますので、本議案に私は反対といたします。

河野朋子委員長 ほかに討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 それでは賛成多数ということで、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。45分から開会しますので、それまで休憩といたします。

午前11時36分休憩

午前11時44分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。審査2番目の議案第27号について、執行部の説明をお願いいたします。

岩本総務部次長兼総務課長 それでは議案第27号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。お手元に資料を配付しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。この改正につきましては、まず、個人番号の利用範囲等については、個人番号法に定め

がありますが、これ以外で、情報を利用し、又は提供しようとするときは、条例で定める必要があります。つきましては、平成27年9月に本条例を制定した際に、及び同年12月に一部改正を行った際に、その範囲を詳しく定めたところですが、このたびは、市長部局から教育委員会への情報提供について、番号法第19条第9号に基づき、条例に新たに定めようとするものです。具体的な事務は、改正案中の別表第3に示しています。主には、就学援助に関する事務であります。このほか学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務及び学校教育法施行令に該当する障害の程度に該当する児童・生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であります。市長の部局から教育委員会へ提供する特定個人情報、生活保護関係情報、地方税法関係情報、住民票関係情報及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報です。この改正により、現在の一体となった情報ネットワークシステムの中で、これらの事務を行うことができるようになりますので、事務処理の効率化と迅速化を図ることができ、ひいては市民サービスの向上につながるものだと考えています。以上よろしく願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はありますか。

笹木慶之委員 基本的な部分についてお尋ねしますが、今回の改正は、今、説明がありましたけどね、何ていうかな、当初定めたときにはこの体制がとれなかったからできるような条例制定をしなかった、できるようになったからするというふうに理解していいんですか。

岩本総務部次長兼総務課長 そういった面もございしますが、基本的には当初の段階では条例に定めるまでもないということでしたが、その後、事務が実際に、今後全国的にその情報連携が始まる中でその必要性が出てきたということでこのたび追加させていただくものでございます。

笹木慶之委員 ちょっとよく分からないんですが、他市の状況もそういうことなんですか。

岩本総務部次長兼総務課長 他市の状況は把握しておりませんが、基本的にこれはシステム改修を伴いまして、そのシステム改修に必要な条件って言いますか、そういったソフトの整備も全国的に行われてきておりますので、全国的に見て、その就学援助もこういった形で情報提供ができる事務として加える動きとなっているというふうに考えております。

河野朋子委員長 納得できました、今ので。笹木委員。

笹木慶之委員 どうも最初と次が答弁違うように思うんですが、だから当初ね、条例制定をしたときにはそういう背景が完備されていなかったから、いわゆる条例に制定しなかった、ところが条件整備されてきたことによってそれが可能になったので今回の条例改正をするというふうに理解していいんですかって尋ねたんです。

岩本総務部次長兼総務課長 おっしゃるとおりでございまして、当初の、今、ソフトの面のお話もしましたが、そういった面の条件も整備されていなかったということもあります。また、担当のほうでの条例に定めるまでの必要もないという思いもあったかと思っておりますので、条例化は行っておりませんでした。そういった後にですね、今回、ソフト面での対応もできる状況になってきたと、また、全国的に見てもそういった連携もどんどん始まってきておりますので、本市におきましてもこれに取り組もうとしているものでございます。

笹木慶之委員 ちょっと、もう1点。途中で言葉が挟まれたので、そういうこと整備するまでもないという、それは何ですか。そんなに事務が煩雑じゃないから必要でないということなのか、そこちょっと分からないんですが。

岩本総務部次長兼総務課長 当初はですね、紙媒体でのデータのやり取りで十分対応できるだろうという原課のほうの判断だっただろうと思います。ただ、それは併せて当時のソフト面ですね、システム改修に必要な整備がなかなかできる状況

でなかったという面もあったかと思えます。そういうことも含めて条例化には至っていないということでございます。今、現在はそういうところができるようになってきているということでございます。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

大井淳一郎委員 端的にこの改正によってですね、例えば申請手続等で何か市民にとってメリットがあるから改正すると思うんですが、具体的にどのようなメリットがあるんでしょうか。

岩本総務部次長兼総務課長 就学援助で言いますと、これ支給するためには条件がございます、一定の所得要件と言いますか、第一には生活保護レベルの状況がないと対象とならないわけでございますが、その確認のための証明書が必要となってまいります。そういう意味でこれまでは御本人さんのほうからそういった証明書類の提出を求めてきたと思えますけども、今回のこのシステムの導入によりまして、それが不要となるというふうに見込まれます。

大井淳一郎委員 その恩恵を受けるためにはいわゆるマイナンバーを言わなきゃいけないと思うんですが、中にはですね、そういった番号を言いたくないという方もいらっしゃると思うんですが、そういった方にはどのような取扱いになるんでしょうか。

野村総務課法制係長 原則としては、個人番号は記入をしていただくような形にはなりますが、どうしても書きたくないという方がいらっしゃいましたら、その場合は国のQアンドAからいきますと、住基情報のほうを見て、個人番号のほうを市のほうで記載をしていいというふうに関、回答が出ておりますので、そのように取扱いをしまして、特に不利益が生じないような形で手続を進めていただきたいと思います。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか。

河崎平男委員 このほかには対象事務っていうか、教育委員会以外にはもうないんですね。

野村総務課法制係長 教育委員会の事務におきましてはそのほかにも幼稚園の奨励金の奨励費等の事務があるんですが、こちらについては、システム化はしていません。このたびはシステム化するのは、あくまでも就学援助に関するもののみ住基で庁内連携を行うようにしております、こちらのほうが件数とかそういった関係等もありまして、このたびこちらをやるようにしております。

大井淳一郎委員 それであれば今回はこれだけでしょうけど、今後、教育委員会の事務においてもシステムが整い次第、連携を図っていく方向性なんでしょうか。

野村総務課法制係長 また実際の件数等を見て、その辺りは考えていきたいというふうに思っております。

中島好人副委員長 マイナンバーの登録者数っていうのはわかりますか。全体的には。

河野朋子委員長 カードですか。カードの件ですか。カードの登録者数ですか。

今本総務部長 この間ちょっと資料を見ましたら昨年12月末現在ですけども、4,845人に対してカードが支給されているということでございます。

中島好人副委員長 125万件のね、日本年金機構のこの漏えいの問題があるわけなんですけども、そうした漏えいの問題っていうか、その辺のところの今の現状っていうのはどのようにつかんでおられますか。

河野朋子委員長 カードのことですね。ちょっとここではできませんね、はい。この条例改正っていうか、このことに関わることについてあれば、質問をお願いいたします。

す。

岡山明委員 ちょっと細かいことを聞くんですが、この条例なんですけど、この中で使用者側の形ですね、使用者がどこまで検索できるかと、そういう部分はもう例えばその教育委員会のそのメンバーであれば、全部検索できるか、窓口から全てのメンバーが、職員さんが全部検索できるかと、そういう範囲っていうんですか、その辺はどこまでが該当している、全員該当しているっていう解釈でよろしいんですかね。全員が資料として見られると。

河野朋子委員長 今回の教育委員会関係ですね。

岩本総務部次長兼総務課長 まず取扱者について、それはまた制限して、権限を付与した形で、個人をですね、登録した形になります。情報につきましても具体的には規則で定めることにはなりますが、基本的には必要な範囲、就学援助の事務に必要な範囲の情報に制限されるというふうに考えております。

岡山明委員 では職員によって、職務によってそれぞれ見る制約があると、例えば課長であれば全面的にある、逆に窓口の人間になるとなかなかその全てまで見られないと、そういうサービスを提供している窓口の部分でそういう話が出たときにちょっとどうなのかって疑問があるんですけど、そういう部分はある程度の制約をかけられていると、そういう状況ですかね。

今本総務部長 今、岡山委員おっしゃいましたけど、大体課長はほとんど見ないですね。担当者レベルで操作する人間を決めて、限定をして取り扱うという形になろうと思います。だから今回、就学援助ですから、学校教育課が担当になりますけども、その中の数人ということで、例えば補佐とか課長が全部見られるんだとかそういうことではございません。担当者と中心に取扱者を限定をして、事務を行っていくという形になろうかと思えます。

岡山明委員 その担当者が最終的にセーフティーネットじゃないけど、ネットとしては、

網がかかるのはそこが担当者である程度、網をかけられて、それ以上は漏れる心配、漏えいするような形はないと、外に漏れるような心配、そういう対策はとられていると、そういう考え方でよろしいですかね。漏れることはない、情報漏えいはないと。

今本総務部長 取扱者ごとにそれぞれ暗証番号だとか、取り扱うための手続みたいなものが必要ですので、システムそのものに入るのに、限定をした人間がその人間でないとなかなか入れないということになりますし、その情報そのものも例えば一人の人間がいろんなところに情報を引っ張ってくるということじゃなくて、情報そのものも一元管理じゃなくて、分散をしてそれぞれの部署が情報管理しておりますので、一つのことで全部の情報が漏れるとかいうことは現在のところございません。

大井淳一郎委員 取扱担当者のことがありました。カードに赤い線が入っちゃう人が大体対象になるんですが、確認ですけれども、今後も教育委員会が担当される方も含めて、現在ほかの部署でやられている方も含めて、臨時はいない。つまり正職員の方がそれをやっているということによろしいですね。

岩本総務部次長兼総務課長 基本はやはり正職員が担うべき事務だろうと思いますが、しかしながら課の事情によっては臨時が扱う場合もあろうかというふうに思っております。

大井淳一郎委員 分かる範囲でいいんですが、臨時の方でこの担当しているんですか。現在どっかで。教育委員会はこれからですけど。

岩本総務部次長兼総務課長 今その部分については全体を把握しておりませんので、正確なことはちょっと申し上げられません。(発言する者あり)確認できましたのは、市民課でそういうことがあるということは今確認しております。

大井淳一郎委員 中島副委員長も懸念されているような感じですけど、私も同じで、臨

時がいい悪いとかではなくて、やはり業務によってはこういう権限のある、責任のあるものについては、臨時は充てないという方向が望ましいと考えます。補助的な業務をするのが臨時ですからね。その辺は今後の運用を厳しくお願いしたいと思うんですが、総務部長いかがですか。

今本総務部長 基本的に臨時と正規職員ということであれば、正規職員は強権的なのか、許可、認可だとかそういったものが、正規職員が主に関わるべきものだと思っております。今回の臨時職員がマイナンバー、特定個人情報を扱うというのは今までも例えば窓口でそういう情報の書類を出してもらうということがありましたので、これからも臨時職員であっても取扱いは可能だろうというふうに考えております。

大井淳一郎委員 申請のやり取り、これはいいと思うんですけど、こういった今後他の部署との連携でログインしてやり取りする担当が臨時だったらまずいかなと思うんですが、そこはいかがですか。窓口で申請書を回すのはそれほど問題ないとは思いますが、こうした他の部署との情報の連携をする人が臨時ではまずいのではないかなというのが、今の質問の趣旨だったんですが、そこはいかがですか。

今本総務部長 今回の例えば就学援助でしたら、教育委員会で特定個人情報を入れたら、その事例情報がすぐ引っ張ってこられるということですが、事務そのものを臨時にさせるべきではないというお考えでしょうけども、その部分はちょっと、私の考えではその辺はまだ臨時職員にさすことについてはいけないというふうには思っておりません。

河野朋子委員長 今、そうやって見解がちょっと違っていますので、この件について結論が出るわけではありませんけど、そういった意見があったということでいいのかな。

今本総務部長 それと、当然臨時職員であっても、この取扱者というのはきちんと登録

をして、そしてそういうノウハウも付けた中での取扱いということになりますので、誰でもすぐできるということじゃなくて、きちんと登録をした中で厳格な運営を行っていかうということでございますので、そういうことで御理解いただければと思っております。

河野朋子委員長 ちょっと委員の中から疑問の意見が出たということでもいいですかね。その件については。済みません、ちょっとお昼過ぎましたけどいいですか、もうちょっと延長。

中島好人副委員長 先ほど、原則、何ちゅうか、マイナンバーの取得をということですが、そこを余り強調を僕はしないでほしいと。原則だ、原則だということですね。それは担当課としては一遍に出てくるから利便性があると思いますけども、どうしてもいろいろな状況の中で一つの12桁の中に、そこに全部の情報が入ること自体に対して、これも新たに加わるわけですから、その辺では個人のプライバシーや個人情報の漏えいで心配だという人に対して、やっぱりそういう人はいいですよというところの選択肢をきちんと示すべきだというふうに思いますけども、その点は大丈夫でしょうか。

岩本総務部次長兼総務課長 マイナンバー制度につきましては、国策として行われているものでございまして、市といたしましてはそれに対して粛々と行政として必要な対応をさせていただくということでございます。漏えいの危険性というのは常にシステムを扱っている以上、これは避けられないわけでございます。ただ、それに対しましてはシステム的なセーフティですね。そういう安全対策、そして人的な安全対策ということでこれは研修をしっかりとやっていくということ、これは国からの強い要請もあります。そしてまた、施設的にも今回、立入制限ということで12月から対応させていただいていますけども、これは部外者への情報漏えいということもありますが、含めまして職員からの情報漏えいを防ぐという、そういう環境を作るという趣旨もございまして、是非協力していただきたいと思っておりますが、そういった三つの面での対策を全部そろえて行う中でそういった個人情報が漏れることがないように、最大の努力をしてまいりたいというふうに考えている

ところでございます。

中島好人副委員長 全く違うことを言っているわけですよ。市民からそういうことで心配だという人に対してどうかということで、不利益を被ることはありませんよと。申請がなかったからといって、不利益を被ることはありませんということもきちんと言うべきじゃないかと言っているわけですよ。それで安心させることも必要じゃないですかということ言っているわけですよ。市民の立場に立ってどうなのかということ聞いているわけですよ。

河野朋子委員長 申請時にマイナンバーを書かないと言った市民に対してですか。どういうことですか。それに対しての窓口の対応ということですかね。さっき野村さんからちょっとあった、あの件でしょ。拒否した場合の対応。その件でしょ。

野村総務課法制係長 マイナンバーの記載につきましては、あくまでも番号法の趣旨からいきますと義務になります。ですので、マイナンバーと名前と住所、そういったものを書くのと同じ、住所、名前等を書くのと同じようにマイナンバーも記載してくださいという、それはあくまでも番号法上の義務になります。それでどうしても拒否する方がいらっしゃる場合はどうしたらいいのかということで、国のQアンドAのほうを見ますと、あくまでもそれを書くことは義務であるので、番号法の制度の趣旨をよく説明して納得してもらって書いてもらってくださいというのが、あくまでも前提です。どうしてもそれでも書かないという方がいらっしゃった場合は、そういった方に事務上の不利益を与えてはいけませんので、番号のほうは市のほうで確認してもいいですよというような回答になっております。

河野朋子委員長 でいいですかね。不利益をということを踏まえてそういう対応をするということ。ほかに質疑は(「なし」と呼ぶ者あり)いいですか。じゃあ質疑を打ち切りまして、討論はありますか。

中島好人副委員長 やはりこのマイナンバーには、いろんな問題点がまだ私はたくさん残っているというふうに思いますし、このマイナンバーの一つのカードによってど

んどんどん情報が集約されていくわけですね。またこの就学援助、次は預貯金とかですね、いろんな問題が、それで事業所にもそのカードの管理が、会社の事業所にも、このことによって紛失したりいろんな、市だけじゃなくて紛失したりとかいろんな状況の中で漏えいしていく可能性もあるわけなんですよ。そうした中で、こういう一本化されるこのマイナンバーについては、私は反対いたします。

河野朋子委員長 ほかに討論は。「なし」と呼ぶ者あり)なければ本議案について採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。以上で27号については一応終わりましたが、ちょっとまだ続きますので、午後に回していただいてよろしいですかね。13時10分からということでもいいですか。じゃああと引き続きよろしく願いいたします。とりあえず休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。審査番号3番、議案第41号について審査をいたしますので、執行部の説明をお願いいたします。

岩本総務部次長兼総務課長 それでは議案第41号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について御説明申し上げます。本件につきましては本市の養護老人ホーム長生園組合ほかの解散により、3月末限りの脱退及び4月からの新たな事務組合の事務への加入などによりまして、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事

務の構成団体の変更などがございますので、同組合事務規約の変更が必要となるところでございます。つきましては、一部事務組合の規約を変更する際は地方自治法第290条の規定により、構成自治体の議会の議決を経る必要がありますので、本市の議会の議決を求めるものでございます。簡単ではございますが、以上御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 これについて質疑は。

中島好人副委員長 括弧のくくりが、豊浦の大津環境組合とのくくりが一つになっているんですけども、養護老人ホーム長生園組合、豊浦大津環境浄化組合括弧閉じると、こう一くくりになっているんで、これの関係というのがどうなのかというのがちょっと分からないので教えてください。

石田総務課主幹 特に関係はないんですが、たまたまこの時期に二つの組合が解散してこの市町村総合事務組合から離脱するというところでございます。別個です。

河野朋子委員長 削るというところで今一つにしてあっただけです。ほかに(「なし」と呼ぶ者あり)いいですか。では質疑を打ち切り討論は。(「なし」と呼ぶ者あり)なしということで、それでは本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして議案第42号について審査いたします。説明をお願いいたします。

岩本総務部次長兼総務課長 議案第42号山口県市町総合事務組合の財産処分について。これは議案第41号と同じく養護老人ホーム長生園組合の解散に関連する議案でございます。同組合ほか解散いたしまして山口県市町総合事務組合から離脱することに伴いまして、共同処理していました退職手当支給事務

に関わる財産処分につきまして関係地方公共団体と協議の上定めることについて地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 質疑はありますか。

中島好人副委員長 財産処分の結果というのは、財産処分というのは財産をどうふうに分け、どういふところで決着をつけるのか、その辺についてはどうなんでしょう。

石田総務課主幹 具体的には市町総合事務組合と脱退する二つの組合との話し合い、その組合の議会によって決定されているということでございます。

岩本総務部次長兼総務課長 補足説明させていただきます。これにつきましては退職手当積立金の清算、その財産の処分ということになりまして、今回長生園が解散となりましたが、解散までに事務組合のほうに負担金として納めておりました額、それは長生園組合の自分の資金となるわけでございますが、それに対しまして、今回解散に伴いまして職員が退職となりました。退職に伴います退職手当の支払いについては、また同時に市町総合事務組合から本人に支給する必要があるわけでございますが、その差額について清算を行おうというものでございます。これにつきましては事務費相当分を加算した上での清算となります。結果といたしましてマイナスの財産処分となるということになります。長生園が市町総合事務組合のほうに不足分を負担すると、その上で本人に支払われるという経過になります。

大井淳一郎委員 額は幾らですか。

河野朋子委員長 金額が分かりますか。

岩本総務部次長兼総務課長 実質の詳細につきましては長生園組合のほうで把握し

ているところでございますが、手元にある資料で申し上げますと長生園から市町総合事務組合への納付予定額は7,300万円余りとなっております。

大井淳一郎委員 お金の動きを分かりやすく説明してください、7,000万円も含めて。

岩本総務部次長兼総務課長 そもそも退職手当の事務におきましては、長生園組合が負担金として市町総合事務組合に負担金を納めて、それは総合事務組合のほうで積立金として会計処理されます。実際、解散ということがなければ、本人が退職された際には計画的に積み立てられた負担金によりまして、本人に退職金が支払われるわけでございますが、今回はそういった計画の前に、早くに長生園が解散することになりますので、予定よりも早く退職金の支払いが出てまいります。そのため事務組合といたしましては必要とする資金に不足を生じます。その不足する資金につきまして長生園組合が事務組合のほうに納付する必要があるというものでございます。長生園の資金につきましては宇部と山陽小野田市が構成団体でございますので、分担金として支払っていくということになるかと思えます。

大井淳一郎委員 山陽小野田市が分担金として負担する額があればお示してください。

石田総務課主幹 具体的に宇部市と山陽小野田市の分担の率と金額は把握しておりません。

笹木慶之委員 この制度についてはよく分かりますが、そうか、これもここじゃないね。辞められた職員は、一応今回消えますから辞められますよね。退職金払いますよね。後は引き続いて新しい施設に勤められるわけですかね。分からないね。いいです。ほかのところだな。

河野朋子委員長 議案のことを少し。

笹木慶之委員 この制度は退職組合の加入した団体として、いわゆる脱退すると、そのときに関係していた職員が一挙に辞めるから、その手続をとるということと、やむなくそのときに一時金が出てくると、こういうことですね。確認しておきます。

石田総務課主幹 そのとおりでございます。

河野朋子委員長 ほかに質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。

（執行部入替え）

河野朋子委員長 それでは審査を続けます。5番の議案第28号について審査をいたしますので、執行部の説明をお願いいたします。

城戸人事課長 議案第28号、山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例及び山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。それでは、お手元にお配りしております、議案第28号参考資料によりまして、制度の改正点及び新設される制度について御説明したいと思いますので、よろしく御願いいたします。まず、今回の改正の目的であります。これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。改正の内容といたしましては3点ございます。まず、1点目の改正は、介護休暇の分割であります。介護休暇は、同居する配偶者や父母、子等が、負傷や疾病、あるいは高齢等により2週間以上にわたり日常生活を営むことに支障がある者を介護するため、職員が

勤務をしないことが適当であると認められた場合に、2週間以上6か月以内の範囲内で取得できる休暇制度であります。このたびの改正は、職員の介護支援を目的として、職員が介護休暇を請求できる期間を、現行の、連続する6月の期間内という規定を、3回を超えない範囲で、かつ、通算して6月を超えない期間内ということで、3回まで分割可能とする改正であります。次に2点目の改正点は、介護時間の新設であります。これは、介護休暇とは別の制度として、介護のために勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下の期間内に、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる、介護時間という仕組みが新設されました。新設された介護時間は、介護の対象者及び負傷や疾病等の状態等の要件は介護休暇と同様であります。取得期間等について、介護休暇が通算して6月以内、1日又は4時間以内という規定に対して、介護時間は、連続する3年の範囲内において、1日の勤務時間の一部について勤務を要しないことが相当であると認められた場合、1日2時間を超えない範囲で勤務しないことを認めるという新たな制度です。なお、介護休暇又は介護時間の取得により、職員が勤務しなかった時間については、いずれも無給となります。最後に、3点目の改正は、育児休業等に係る子の範囲の拡大についてであります。これは、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加するものであります。様々な事情で親が養育できない子につきまして、職員が実の親子に準ずる関係を結ぶため、民法に基づき家庭裁判所に特別養子縁組の成立を請求している期間で、現に職員が養育している子や、児童福祉法に基づき、職員が児童相談所から養子縁組里親として委託され、一時的に保護、養育している子で、職員が将来、養子縁組を希望している子など、法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも育児休業の範囲が拡大されたものであります。以上、3点がこのたびの法改正に伴う条例改正の内容であります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。参考資料がありますので分かりやすくまとめてありました。説明を聞きましたが質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

大井淳一郎委員 介護時間の新設ということで御質問しますけれども、介護のために勤務しないことが相当であると認められる場合というのは具体的にどういった場合で、相当であるかどうかを判断するのは誰でしょうか。

城戸人事課長 具体的な状況として想定していることはございませんが、個々の職員の状況によって判断せざるを得ないかなとは考えておりますけれども、例えば昼休み中に食事の支援とかで帰っている職員もおりますけれど、限られた時間ありますので、そういったときの対応等で2時間以内ということで、新たな制度としてこれが適用できるようなことは可能性としてはあろうかと考えております。最終的には任命権者でございますので、市長の判断になります。

岡山明委員 私のほうが、ちょっとこの介護なんですけど、この対象者ですよ。職員の中に何名ぐらいいらっしゃるかなと思うんですけど。

城戸人事課長 現在、この介護休暇等取得している職員はおりません。

河崎平男委員 こういう一部改正するときに職員にどういうふうな形で啓発されるんですか。こういうものがあるとかということで、該当になった介護休暇とか、介護時間新設、こういうものについてどのような形で職員に啓発されるかをお聞きしたい。

城戸人事課長 基本的には庁内ランを使っての啓発になろうかと思えます。全体を集めての説明会等はちょっと対応しておりません。

河崎平男委員 一部改正されて、見逃して、例えばそういうことで対象になる職員がいれば事後でもよろしいんですか。

城戸人事課長 これは申請があつて以後からの取扱いになろうかと思えます。

岡山明委員 ちょっと確認させてもらいますか。これ市職員と書いてあるんですけど、先

ほどの話じゃないですけど正職員、臨時職員、いろんな形態の職員さんいらっしゃるんですけど、全て対応という形なんですか。

城戸人事課長 現行の制度上では正職員のみが対象でございます。

岡山明委員 正職員のみ、そういう条件付きということですね。その臨時職員に対する雇用の体系を追加すると、その考えはどうなんですか、ありませんか。

城戸人事課長 今お答えしたとおり、現行の制度上、今回の条例改正に係るものは正規職員のみが対象でございますけども、臨時職員を含めた非正規職員の処遇については、昨日閣議決定もあって、今日の新聞にも出ておりましたようにこの処遇改善に向けて、国のほうの制度も今から変わってこようかとしているところがございますので、そういった制度も参考にさせていただきながら、当然法改正があれば適正に対応するという形で、今、本市の場合は臨時職員にもボーナスを支給しておりますけども、このたび国がそういった方向でボーナスの支給を地方公務員法とか地方自治法で規定するというふうなことも閣議決定されたようでございますし、正規職員と同様に勤務時間が同一のものは給与であるとか各種手当であるとかそれからそういった雇用保険についてもどんどん改正されていくような方向が出ておりますので、当然それを参考にしながら検討はさせていただきたいと考えております。

笹木慶之委員 最後に確認ですが、この改正は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正そのものと理解していいんですね。

城戸人事課長 そのとおりでございます。

中島好人副委員長 ちょっとさっきの答弁なんですけども、一応勤務を要しないことが適当であるということで認めるという形で、認められるのと一方で無給ですよ。今まででそういう状況で休んだとしても無給だし、このたび認めてあげるよといっ

でも無給だし、その辺における待遇の違いというのはあるんですか。

城戸人事課長 待遇の違いという趣旨がちょっと分かりませんが、実際に勤務しなかった時間については給与の支給がないということでございます。

中島好人副委員長 法ができて本人自体の結果にとっては、休んでもいいよと言っても給料は減額、自分が休んでも減額というから結局給料の関係については同じということなんですかね。法が成立しようがしまいが。

城戸人事課長 これまでの制度で当然そういった介護休暇を取られた職員の方はその間は無給ですので、今回制度が若干緩和されたといいますか、拡充されましたけども、制度としては同じですので、よりそういった介護休暇等が取得しやすい環境になったということは確かでございますけども、職員にとっては勤務しなかった時間は給与の支給がないということなので、その部分は同じでございます。

大井淳一郎委員 結局2時間、この休暇を取ったら、減額という措置なのかちょっとその辺が。月給でしょ。

城戸人事課長 1時間当たりの単価で減額になります。

辻村人事課主幹 今の中島委員の補足で。基本的には介護休暇、それまで介護休暇という制度がありませんので、介護をした場合には無給といっても、逆にそれは欠勤とかいってできない状況を、休める状況を作ったところなので、状況は一緒ですけども、休むというのが正当にできるということでその違いがあるということです。

大井淳一郎委員 ということは今までは休むたびに届出をその都度しなきゃいけなかったけど、介護休暇という一定のスパンで休暇を取れば、その都度届け出なくてもいいというそういう感じですかね。

城戸人事課長 今回介護休暇の分割取得というのが一つの改正点と、それと介護時間という今までの概念とは違う、また1日2時間以内の3年間以下でというふうな新たな制度ができたという二つの制度があるわけですが、これまでは6月の範囲内で1回しか、いわゆる連続した期間で1回しか取得できなかったというところが職員のそれぞれの介護の状況に応じて同じ期間は6か月以内ですが、3回まで分割して期間を設定できるようになったというふうな改正、それと先ほど言いましたように新たに3年以内の期間で1日必要な時間に応じて2時間以下で介護時間という休暇が取れるような制度になったということでございます。

大井淳一郎委員 それは分かるんですけど、要は介護休暇を取りますよと1回申出をすれば正式に取れるということで、今までは欠勤だから休むたびに何回もその都度しなくてはいけなかったのが正式に介護休暇、あるいは介護時間という形で届け出れば、1回ね、1回というか3回取りたいときに1回とか3回とかあるんですけど、それで済むということですよ。そういう意味だと思んですが。

辻村人事課主幹 基本的にはそうです。さっき言いましたようにそれまでは介護者がおっても自分の有休を取って休むとかいう形でしかできなかったものが、無給でありますけどもその理由として長期で休めると。有休といっても限りがありますから、長期的な休みができないところが無給ではありますけども、長期間介護に従事するための休みが認められたというところで1回の申請でその間はその介護で休めるということです。

岡山明委員 そうすると、介護休暇なんですけど、これは有休の形が今20日間たしかあると思うんですけど、そういう形の中の今回介護休暇の中でそういう有給休暇のような形で介護が含まれると、そういう形によろしいですかね。有休プラスこういう介護の日にちが加わると、そういう解釈で。

辻村人事課主幹 有休プラスという意味合いではなくて、あくまでも介護休暇、介護者がいた場合の休暇を新たに設けたという制度でございませう。

岡山明委員 先ほどちょっとお金の話が出たときに、これはあくまでも職員としては月給
ですよね。月給で支給されておる状況の中で介護を取ったときにそれはあくま
でもお金の部分に関わらないという形になるんじゃないんですか。言い回しがち
よつとあれなんですけど。

辻村人事課主幹 介護休暇、無給ということですので基本的には休まれた時間当たり
の単価を減額していくと。(「減額するという形ですか」と呼ぶ者あり)はい、そう
いうことになります。

岡山明委員 有給休暇の形とは違うと。そういうことなんですね。

辻村人事課主幹 ですから有休とは別な制度だということに。特別休暇の一つですけ
ども、有給休暇とは違うということです。

笹木慶之委員 いわゆる無給ということは分かるんだけど、期末勤勉のことは書いちゃ
ないけど、これどうなるんかね。

辻村人事課主幹 休暇で一定期間を超えれば。ある一定期間までは減額対象であり
ませんけれども期間を超えれば減額、期間に応じて減額は出てきます。

笹木慶之委員 特例はないということだね。

辻村人事課主幹 ありません。

河野朋子委員長 よろしいですか。質疑を打ち切り、討論は。(「なし」と呼ぶ者あり)討
論なしということで本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の
挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。

(執行部入替え)

河野朋子委員長 それでは審査を続行いたします。審査番号6番、議案第29号について審査をいたします。執行部の説明をお願いいたします。

藤山税務課長 それでは税務課から、議案第29号の山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について、概要を御説明いたします。これは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年1月28日に公布され、消費税率の10%への引上げ時期を平成31年10月1日に変更すること等に伴い、市税条例の一部を改正しようとするものです。お手元に参考資料として山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定についての概要をお配りしておりますので、これに沿って御説明申し上げます。

主な改正の内容ですが、まず個人市民税関係ですが、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長します。施行日は公布の日としております。所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から引き切れなかった控除額がある場合は、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されますが、その控除の適用を受ける最初の居住年月日が平成33年12月31日まで延長されます。ちなみに控除期間はこれまでと変わらず10年間のままです。

次に法人市民税関係ですが、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税の法人税割の一部を地方法人税として国税化し、地方交付税の原資とすることとされたことから、法人市民税の法人税割の税率を12.1%から8.4%へ、3.7%引き下げます。施行日は平成31年10月1日としております。下の枠内に法人住民税の交付税原資化をまとめております。この中でアンダーラインを引いている箇所、これが今説明しました個人市民税の部分です。これと合わせてアンダーラインの上にありますように、道府県民

税の税率も2.2%引き下げられ、3.7%と合わせて、合計で5.9%引き下げられますが、その分地方法人税の税率を引き上げ、地方交付税の原資を確保するという運びとなっております。

次に軽自動車税関係ですが、まず車体課税の見直しを行います。現在、自動車取得税、これは県税で、税率は環境対策の観点から軽減されることがありますが、自動車の取得価格の3%、営業用自動車と軽自動車は2%となっております。この自動車取得税を廃止する代わりに、自動車税、これは県税であります。これと軽自動車税にそれぞれ環境性能割を新たに創設します。また、この環境性能割の創設に伴い、軽自動車のうち3輪以上の軽自動車に対し、名称をこれまでの軽自動車税から軽自動車税種別割に変えて課税します。なお、原動機付自転車、小型特殊自動車等に対しては、これまでどおり軽自動車税の名称で課税します。下にイメージ図を示しております。左側の内容が改正前、これが右の改正後の内容に変わります。一番左にありますように、上段が取得に対して賦課する税、下段が、所有に対して賦課する税を示しております。黒い太枠で囲まれている部分が、都道府県税で、都道府県が賦課徴収するものです。グレーと言いますか、薄く四角で塗りつぶされている部分が、市町村税ではあるが、当分の間、都道府県が賦課徴収するものです。細枠で囲まれている部分が、市町村税で、市町村が賦課徴収するものです。例えば、現在、皆さんが乗られています普通乗用車では左側の改正前の下段にある②の自動車税と、上段にある①の自動車取得税が賦課されます。これが右側の改正後には、Cの自動車税種別割とAの自動車税環境性能割が賦課されます。軽乗用車で見てみますと、現在は左側の改正前の下段にある③の軽自動車税と、上段にある①の自動車取得税が賦課されます。これが右側の改正後には、Dの軽自動車税種別割とBの軽自動車税環境性能割が賦課されます。原動機付自転車では改正前の④も改正後のEにもあるように、変わらず軽自動車税が賦課されます。以上のように、左側上段の県税である①の自動車取得税が、右側のように県税であるAの自動車税環境性能割と市税であるBの軽自動車税環境性能割に変わります。また、左側下段の県税である②の自動車税が、右側のようにCの自動車税種別割へ、左側下段の市税である③の軽自動車税が、右側のようにDの軽自動車税種別割へ名称が変更になります。原動機付自転車等

の部分である左側の④と右側のEは、改正前も改正後も変わりはありません。

次に②、軽自動車税環境性能割の概要についてですが、環境性能割は、取得価格が50万円を超える軽自動車の取得に対し、取得時にその取得者に課税され、申告納付により徴収されます。納付額は、軽自動車の取得価格、これが課税標準額となりますが、これに税率を掛けて計算されます。この税率につきましては、軽自動車税環境性能割、先ほどのイメージ図で言うとBの家用車の税率であれば、そちらの表にありますとおり、それぞれ非課税、1.0%、2.0%となっております。なお、軽自動車税環境性能割については、当分の間、県が賦課徴収し、その全額を市へ払込み、市から徴収取扱費、払い込んだ額の5%の額ですが、これを県へ交付します。

最後に③、軽自動車税環境性能割の非課税、課税免除についてですが、軽自動車税に環境性能割が新たに創設されることに伴い、先ほどのイメージ図でいいますと、Bのところですが、この部分の非課税、課税免除となる対象の軽自動車を新たに規定します。なお、軽自動車税環境性能割のBは、当分の間、県が賦課徴収するため、対象は、賦課徴収を担う山口県の自動車税の環境性能割、イメージ図でいいますと、Aのところですが、この部分の非課税、課税免除の対象と統一いたします。つまり、AとBの非課税、課税免除の基準を統一するというので、次の表にありますように、日本赤十字社が所有する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するものについては、非課税とし、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する3輪以上の軽自動車は無償で譲り受けた場合における当該3輪以上の軽自動車については、課税免除とします。以上、軽自動車税関係の施行日は、平成31年10月1日とします。

主な改正内容は以上のとおりですが、このほか、引用規定の追加、条ずれ、項ずれ、様式番号の修正、条文の書きぶりなどの整理等がございます。審査のほどよろしく願いいたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。説明を受けましたが、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

笹木慶之委員 する改正が説明されましたが、このことによって税額はどのように動いていきますでしょうか。

藤山税務課長 まず法人市民税の税率が引き下げられるということでございますけども、平成28年の予算減額に単純に割り戻しますと、1億から2億ぐらい減額されることとなります。それから軽自動車税の環境性能割の部分でございますが、これ市税となるところでございますが、これもちょっと正確な数字ではないんですが、県の自動車取得税の決算とか、軽自動車の台数とかで単純に割り戻しますと、1,000万円ぐらいが市税として交付される、入ってくるという、これ試算ですけども、そういうふうに捉えております。以上です。

笹木慶之委員 ただこれ施行日は31年の10月1日ということですからね、まだ先の問題なんですけど、まあそれ以上は言えないですよ、はい。やめましょう。

中島好人副委員長 消費税が8から10、いろいろ、様々な状況から延びたと、こういうことはいいことなんですけども、更に延びるという可能性はあるんでしょうか。

今本総務部長 消費税の延期については国のほうで決定しますので、私のほうで答えはできません。

岡山明委員 済みません、ちょっと一つ確認させてもらいます。法人市民税のこの法人税割の税率、でも今回あるんですけど、この税率、この法人市民税っていうのは市町村で決める金額ですよ。これが基本的には山口県、皆一緒と思うんですけど、基本的には一緒ですか。山陽小野田市の特色があって、全然違うっていうことはないですか。

藤山税務課長 法人市民税の税率につきまして、地方税法で標準税率とあと、標準税率を超えてどれぐらいまで設けることができるというところがありまして、これが制限税率と言いますが、これが今、100分の12.1ということで、山陽小野田市は100分の12.1を採用しているところで、これにつきましては条例で各市町村

が定めることができるようになっております。

岡山明委員 山陽小野田市は12.1と、県内でこの税率が違うところはないっていうことですね、そうすると。

藤山税務課長 済みません、ちょっと把握しておりません。申し訳ありません。

中島好人副委員長 今の関係で。いろいろな軽自動車とか税の引下げはあったんですけども、併せてこの法人税の、全体的にこの法人税が国の関係の中でも引き下げられていくっていうかね、というような状況はあるんですけども、大手の企業については法人税の引上げっていうのが大事だと思うんですけども、当市でのこの法人税の引上げと引下げとの関係はどういうふうにつかんでおってですか。

藤山税務課長 ちょっとこれとは関係のない話になるんですけども、今回、法人市民税が税率引下げで交付税の原資化になったということなんですが、この地域間の税源の偏在っていうのはですね、平成20年の税制改正からいろいろと法改正がありまして、そのときに県の法人事業税から一部を交付税の原資化ということで地方法人特別税のほうに税率を上げて、そっちのほうに振り替えるようなことをしておったんです、その分今回、法人市民税の税率が変わったことで以前平成20年にやっておりました地方法人特別税っていうのをなしにして、法人事業税のほうにもともとなる税額にそのまま振り替えておりまして、今のところはですね、法人が納める税額っていうことについては、トータルでは変わっておりません。以上です。

岡山明委員 俗に法人市民税、今回これは引下げですよ。地方法人税、これは逆に引上げと、そういう状況の中で今見たらパーセントとしては5.9%のプラマイで合いますね。金額的には、徴収者にとっては、企業側にとっては全く差し障りはないと、そういう状況の中で地方法人税、これは地方交付税の原資になるということで、こちらに戻ってくる金額としては法人市民税の部分っておかしいんですけど、その引上げの部分が戻ってくるかどうかと、地方法人税の形として山

陽小野田市に戻ってきて、金額的にはちやらになるかと、ちやらって言ったらおかしいですけど、プラマイの収支としては一緒なんだと、そういう形の理解でよろしいですかね。

藤山税務課長 交付税がですね、どれぐらい市のほうに下りてくるかっていうのはですね、私どもはちょっと承知しておりませんのでですね、この分、税額が法人税が下がったからと言って、その分が市のほうに交付税として交付されるかどうかというのにはちょっとお答えはいたしかねます。

岡山明委員 そうなると、結果的には地方法人税のほうが低くなる可能性としてあると、トータルで考えた場合には山陽小野田市として収支をした場合にはマイナスになる可能性が無きにしもあらずと、そういう理解でよろしいですかね。

藤山税務課長 繰り返しになりますけど、ちょっとそこら辺の材料、持ち合わせておりませんのでですね、お答えはちょっといたしかねます。

笹木慶之委員 ちょっと僕は一つ不思議なことがあるっていうのは、今回31年10月施行の法律が早々とね、ここに出てきているわけよね。官令読んでみても、余り関係ないところが早々と出てきているから、何かそのところは理由があるのかな。

藤山税務課長 これもちょっといろいろと見てみたんですけど、はっきりと書いてあるのはないんですけど、これはちょっと私の推測なんですけど、例えば個人市民税、1ページ目の一番最初の個人市民税関係でございますね。これは平成33年12月31日まで2年半延長するものでございますけども、平成31年10月1日に消費税が改正されるっていうことで、多分それまでに駆け込みがあるんだろうなとは思いますが、住宅を建てるのにですね。そのあと、33年12月31日までは住むことができればこの控除を受けられますよっていうところになりますので、やはり住宅建設としては前もって外へ出したほうがいいのかというふうに、個人的には思う次第です。あと軽自動車税、環境性能割についてはですね、ちょっと今、この時期にっていうのがはっきりしたふうな、税制大綱等はちょっと読んで

みたんですけども、見たところがちょっと分からないのが現状でございます。

笹木慶之委員 我々、気が付かんとところにそのような弊害がね、起こる可能性があるの
で、早く制度として定めておきたいっていうことでしょうけどね、ちょっと今まで余
り例がないような気がしますからね、お尋ねしたんですが。はい。分かりました。

河野朋子委員長 ほかに質疑は。「なし」と呼ぶ者あり)では質疑は打ち切ります。討
論はありますか。「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで採決をいたします。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでし
た。

(執行部退場)

河野朋子委員長 それでは続きまして、閉会中の調査事項について、お手元に出て
いると思います。確認したいと思いますが、継続の調査事項について追加する
もの、あるいは何かこれに気がつきがあればお願いいたします。

大井淳一郎委員 教育・文化等に関すること、(3)施設一体型小中連携校に関するこ
とでございますが、後ほどの所管事務調査で報告があるように、厚陽小中につ
いては、小中一貫校となるということがあります。そのことを受けてですね、今、
埴生も含めて、埴生が施設一体型小中連携校ということがありますので、この
(3)を施設一体型小中連携校及び小中一貫校に関することに変えてですね、
今後埴生小中及び厚陽小中についても、特にね、厚陽小中について、何らか
の形で視察等行きたいなと思っております。

河野朋子委員長 といった意見がありますがいかがですか。よろしいですか、そのよう

に変更していいですかね。(発言する者あり)ほかに。よろしいですか。いいですかね、追加もなく、特にね。(発言する者あり)ではこれで調査事項といたしたいと思います。以上で審査については終了いたします。少し休憩を入れて、2時15分から再開いたします。

午後2時休憩

午後2時15分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。所管事務調査ということでまず初めに埴生地区の複合施設と小中学校の整備事業、これの建設委員会の報告を教育委員会のほうよりよろしく願いいたします。

古谷教育総務課長 よろしく願いいたします。1月26日木曜日19時から埴生公民館で第7回埴生地区公共施設建設委員会が委員26名中24名の出席で開催されました。建設委員会の概要と埴生小・中学校整備事業に係る基本設計業務基本設計説明書(概要版)及び埴生地区複合施設整備事業に係る基本設計業務基本設計説明書(概要版)について説明いたします。まず、埴生小・中学校について設計事務所から、これまで建設委員会で協議された内容が基本設計説明書にどう反映されているかの概略が説明されました。説明内容としては、埴生小・中学校基本設計説明書(概要版)3ページを御覧ください。配置計画ですが、これまで議論されました敷地に対してのレイアウトについて、グラウンドは拡張造成工事した後テニスコートを移設する、メイングラウンドとサブグラウンドを設ける、国道からのアプローチの勾配については、左下の通路勾配断面図にあるように、複合施設まで傾斜を緩やかにして、その後学校までの傾斜は若干きつくなる等の説明がなされました。次に、各階の平面計画ですが、5ページを御覧ください。平面図は色分けすることで、管理諸室や特別教室、普通教室などの機能を分かりやすくしております。児童棟1階は校務センター(職員室)を始め、管理諸室が生徒棟は特別教室が主に配置されております。6ページの2階平面図では、児童棟が1年生から3年生の普通教室を配置し、生徒棟

は普通教室及び特別教室を配置しています。7ページ平面図は3階の児童棟及び生徒棟の平面図です。3階は4年生から6年生の普通教室、生徒棟は普通教室と特別教室を配置されています、また、この他に、建物の外観や耐震性について、電気設備や機械設備の確認がされました。さらに、工程の説明が行われました。再度、3ページを御覧ください。平成30年度に拡張造成工事、児童棟の建設工事、複合施設の建設。平成31年度の前半は引き続き児童棟建設工事、更に生徒棟改修工事に取り掛かります。平成31年度後半は屋外環境整備としてグラウンド舗装、テニスコート整備、交流広場や駐車場の整備となることが説明されました。次に、埴生地区複合施設基本設計ですが、複合施設の基本設計説明書(概要版)2ページ配置計画では、複合施設北側と学校グラウンド南側の間の通路について、複合施設の位置を全体的に南へ1メートルずらすことで、3メートル程度の幅員を確保できる説明がありました。説明内容は、基本的に学校と同じで平面図や構造、電気設備、機械設備についてのこれまで委員会で協議された内容の確認がされました。以上が設計事務所からの説明の概要です。説明を受けた後の、委員さんからの小中学校についての質問、要望は、小学校の空調設備は将来対応でなく、建設と同時にすべきではないかの質問に対して、事務局から、教育委員会としてもそれを望んでいるが財源に限りがあり、この場で約束することはできない。これからも粘り強く交渉していく。児童棟正面玄関の屋根、ひさしなんです、雨が降り込まないかとの質問がありましたが、設計事務所から通常の雨であれば計画の形状で十分であるが、特別な天候の際は風雨は入ると思われるとの回答でした。小・中学校工程計画について、工事期間中のグラウンド使用についての質問に対して、事務局からは代替地を準備するなどの対応が必要となる回答でした。造成した北側職員駐車場から武道館にかけて外灯がないが危険ではないかの質問に対し、事務局から北側駐車場については第二駐車場となるので基本的に使用する機会は少ないとの回答でした。

複合施設に関連する質問、要望は、調理室と和室に係ることですので、複合施設概要版の3ページの平面図を御覧ください。調理室と隣の和室との出入りする建具が計画では半間ほど、開くようになっているが、これを一間ほど開けられるようにしてもらえないかとの要望があり、事務局からは考慮する旨の回

答がありました。そしてこの概要版での平面図では対応した図面となっております。また、調理台についての質問がありましたが、既製品を予定しているので実施設計の際に相談させていただくという回答でした。複合施設のひさしですが、平面図では左側に点線で表されていますが、このひさしの強度について、また、強風時の下からの吹上げに耐えうるかの問いに、設計事務所から地域の環境に耐えうる強度で基本設計は考えている回答でした。音響はどのような物を検討しているのか。高性能なものをお願いしたいとの要望に対し、事務局からは備品はまだ検討していないが、ステージ横に音響卓を置いて操作できるようにしているとの回答でした。2ページの配置計画図を御覧ください。複合施設駐車場から学校の交流広場へ上がる大階段について、階段の一段一段の端の色は変えられないか。滑らないように配慮してほしいとの要望に、事務局から、ノンスリップとし色も見て分かるように考慮するとの回答がありました。以上が委員さんからの主な質問及び確認事項です。

最後に各委員さんからこれまで建設委員会に参加しての感想を話していただきましたが、委員さん方の主な感想としましては、これまで長年話されてきたが、具体的な基本設計になり感慨深いものがある。あるいは、参加して委員さん方と協議したことは勉強になった。地元の人たちも喜んでいる。新しい建物が建つことにわくわくしている。学校や複合施設を核として埴生地区が活性化することを期待する等の感想が語られました。以上が1月26日に開催されました、埴生地区公共施設建設委員会の概要説明です。よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 一応、今、建設委員会の報告、もうこれが最後だっていうことですね。一応終わったということで、基本設計も出されておりますが何か質問があれば。

大井淳一郎委員 この点につきましては、市民合意を得ようと意見交換会をずっとわたってやってきて、今回、議会の議決も得て今に至っているわけですが、結局、今後のことなんです。基本的にその二十何人の方々の意見を聴取して実現できるものは予算の範囲内でやって来られたんですけども、中には詳細にわたっては無理なものもありました。一定程度、質疑に対して回答はしているも

のですね、やっぱり実施設計が出た段階で何らかの形で委員会のメンバーあるいは市民に説明すべきではないかなと思っております。厚狭の複合施設もですね、もう青写真が全部できてしまった段階で、あら、あれほどワークショップで言った意見が全然反映されていないじゃないかということがありました。いわゆる先日、教育長が厚狭の二の舞になってはいけないとおっしゃっていましたが、そのためにもですね、更に丁寧な説明というか、そういった場が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

江澤教育長 その建設委員会の中ではそういうことは申しておりませんが、今の段階ではそれはどういうふうにしていくのかっていうのははっきり決めておりませんが、実施設計っていうのは基本設計から、まあ実施設計っていうのは結局細かい寸法とか材料とか工法とかいろんなことを決めていくんだろうと思いますが、基本設計から少し変更になることもあるということです。その辺りを見て、変更があるようならやはりそういう説明っていうものが必要と思うんですが、変更がこの基本設計等々ほとんどないっていうことなら必要ないのかもしれないかもしれません。その辺りはまたその実施設計のときの状況を見て判断したいと考えております。

大井淳一郎委員 この前の建設委員会の中で、先ほど古谷さんのほうからこのような状況、現在の概要を示してっていうことなんですが、その最後の建設委員会をもって教育委員会とすれば全てはもちろん実現はできませんでしたが、その辺りの合意形成っていうか、これは、納得はしないけど理解はしたっていう状態にもっていったんでしょうか。その辺は大丈夫ですか。確認取れましたか。

江澤教育長 そういうふうに受け取っております。皆さん方、最後に何でも言ってくださいというふうな形で皆さん言われましたが、そこでも皆さんそういう御意見だったろうと思います。そして一番最大の残った問題として努力すると言ったのは、空調のことです。ほかのことは余りそういうのはなかっただろうと思います。

大井淳一郎委員 先ほど最初の質問で少し述べましたけども、委員会の人たちはこの小中、あるいは複合施設についてはかなり説明を受けたという理解はあります

けども、それ以外の一般的な利用者、保護者も含めた、そうした方々に対する説明っていうのはどのように考えておられるでしょうか、今後ですね。

江澤教育長 地域の方や保護者の方、そういう方々への説明というのは基本的には今のところは考えてないって言いますか、そのいろんな状況に、先ほどのような実施設計の状況に応じてまた考えないといけないと思うんですが、というのは、建設委員会の方々はいろいろな組織の代表の方に来てもらって、その中でまた意見を出していただいたり、戻していただいたりしながら進めていきたいっていうことを申しております。実際、その中に出て来られる人たちの御意見は、先日、この関係の人たち集まって話したらこういう意見が出たけどそれはどうかとか、そういう意見でございます。ですから、我々の建設委員会の位置付けっていうのは、埴生の地域、保護者、そういう方々の代表って言いますか、それをある程度網羅した形、またそこから意見を出してもらい、また戻していくと、そういうことが可能なようなものとして、建設委員会の構成を考えたつもりでございます。

大井淳一郎委員 もちろん組織、主だった人たちで、そこで出された意見っていうのは利用者に実情に沿ったもので出来上がったものは基本的に合意形成の図れるものだと思いますけども、今後ですね、埴生の小中学校、そして複合施設がこのような形になりますよっていうものをですね、一般の人たちに、地域住民あるいは利用者に知らせる必要があるのではないのかなと思うんですよね。急に決まりましたっていうだけではですね、それこそ厚狭の二の舞になるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

江澤教育長 確かにおっしゃるとおりだと思います。少なくとも、きちんとした形が決まってこういう格好で建設するということがある程度、はっきりした段階でそれをその具体的な形というものを説明する機会というものは前向きに考えたいと思います。

中島好人副委員長 今、前向きにということだったんで、いいかなと思ったんですけども、やはり代表者のせいにしないと、代表者でやる人もおればやらん人もおったりし

て、やらんほうが悪いとこうい話にしないでですね、やはりせつかくね、長いね、あって、いろいろこの問題もあって、それでここまで来てね、最後の詰めがね、ぽっとうなったらね、もったいないんでね、是非ね、やっぱり教育委員会のでこういう形で実施に至ったというところはね、やっぱり僕は大井委員が言ったようにちゃんと知らせるべきではないかというふうに思いますんで、是非そういう方向で進めていただきたいというふうに思います。

河野朋子委員長 お願いですね。

河崎平男委員 昨年から事業着手されてですね、計画的に順調で事業実施されているんですか。進捗状況をお聞かせください。

尾山教育部長 計画どおり進んでおります。

大井淳一郎委員 複合施設の多目的室、272名収容ということで、いろいろスペースはどうかというのはあったんですが、最終的には建設委員会の委員さんの意見を取り入れた形になったんですが、その使い方ですよ。要は何が言いたいかというと公民館の利用者だけではもったいないなと思っています。学社融合を進めていくなれば、学校の生徒とかが、学校から地域へ、地域から学校へとあるように、学校のほうがそちらの交流施設を使う、その過程で多目的室を使うという仕組みを作り上げていくべきかなと思うんですが、そういった意見も多分出たと思うんですがいかがでしょうか。

江澤教育長 この多目的室につきましては、その建設委員会の御意見を受け入れ、しかし、初めよりは、若干面積は狭くなっております。そして、何度か私は建設委員会の委員の方にお問い合わせしたのは、これは極めて広い、立派な多目的室になります。これは、皆さん方は埋めていただかないと、是非これを一杯にさせていただく、そういう利用をしていただかないと、努力していただきたいと思いますということを再三にわたって言っております。そうすると皆さんの中には、埴生地区だけで使うのではなく、例えば市全体の何かのイベントをそこに誘致するとか、い

ろんなことを考えていくと言われて、非常に前向きな、もちろん学社融合のいろんなこともしていく。そういう前向きな御意見が出ました。

中島好人副委員長 埴生小中学校の整備なんですけども、小は分かるけれども、中学校ですよね。せっかくいろんな小学校新築に当たって、その際に中学校の校舎のほうも併せて耐震性だけではなく、併せていろんな補修とか整備することの状況というのは、一緒にやると材料とか経費のほうも幾らか安くなってくるんじゃないかというふうに思うので、中学校のほうの補修なりも検討されているのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

江澤教育長 学校のほうでの問題点、またはその当事者からの問題点の最大の問題点は中学校の校長先生が再三にわたって要望されている中学校の校舎のいろいろな整備、メンテナンスも含めたものでございます。それは実は十分ではありません。初めの予算の中に余り入っておりません。そして、全体の必要最低限のものは入れているわけですが、それが全体の予算の中でどういうふうになっていくのかというのは、実はそれこそ実施設計等ではっきり決まっていくなだろうと思います。先ほど空調の問題が最大の問題だと言いましたが、その次は中学校棟のほうの整備とか、いろんなことがどの程度できるかということでございますが、それは先ほど言いましたように十分な予算が初めからはついておりませんので、危惧しているところです。

中島好人副委員長 小学校から中学校に上がってきます。胸躍り、中学校に進学できるように、是非配慮をお願いしたい。お願いですので要望です。よろしくお願いします。

河野朋子委員長 事業については予算委員会でもた審査の中に入ってくると思いますので、そこでまたやるようになると思いますので、総務のほうはこれぐらいでということでもいいですかね。この件については終わりました、次に入っているといいですか。小中一貫教育についての説明をお願いします。

笹村学校教育課長 学校教育課笹村です。厚陽小中学校の併設型小中一貫校への移行について説明いたします。厚陽小中学校は、平成24年度から「施設一体型小中連携校」としてスタートしました。「施設一体型小中連携校」と呼んではいましたが、国全体で見ますと、小中連携校とか 小中一貫校とか、様々な言い方があり、明確な定義はありませんでした。しかし、呼び方は置いておいて、教育の中身としては、厚陽小中学校は、小中教員の授業交流、学校行事の合同開催、言語活動を中心とした小中一貫カリキュラムの作成など、小中連携の取組を着々と進めてきました。今年度も、授業力向上実践研修会を開催し、小中教員がTTで指導する小5の外国語活動、小6と中1が学び合う算数、数学の授業など、見所の多い提案性の高い授業の公開があり、小中連携の取組も更に充実しているところです。一方、国のほうの動きとしては、やっと平成27年度に学校教育法の一部改正、そして、それに基づく文部科学省の省令そして文部科学大臣の告示が出され、小中一貫教育の法整備、仕組みづくりが行われました。施行は平成28年4月1日となっております。その概要を示したものが、今お配りしている資料です。左側の義務教育学校は、一つの学校、一つの教職員組織です。6・3制の区切りを例えば4、3、2などに変えることも可能です。当分の間は、前期課程、いわゆる小学校に相当する6年間は小学校免許状で、後期課程、いわゆる中学校に相当する3年間は中学校免許状で指導が可能ですが、原則、小中学校の両方の免許状が必要となります。山口県は小中両方の免許状を持っている教員はそれほど多くありませんので、先々、人事に柔軟性を欠くおそれもあり、ややハードルが高くなります。表の真ん中の併設型小中学校は、学校教育法に定められた小学校、中学校であることに変わりはありませんが、その中で特に、小中一貫教育を行う学校がこの類型となります。教職員組織や教育内容など、これまで厚陽小中学校が取り組んできた小中連携教育の形からすると、厚陽小中学校はこの類型に当てはまります。一貫校への移行につきましては、地元、学校運営協議会の委員の方の強い要望もありました。本来、学校教育法の一部改正等の施行に合わせて、市の規則を改正すべきところでしたが、教職員の配置など、詳細を見極めるのに時間を要し、移行は来年度の4月1日からとなりました。併設型小中学校にしますと、教育課程の特例、つまり、独自の新しい教科を創設したり、小中の指導内容を入れ替えた

りすることが、文部科学省からの特別の指定を受けなくても可能になります。これについては義務教育学校も同様です。厚陽小中学校には、これから更に、小中一貫教育についての研究を推進し、将来的には教育課程の特例にも踏み込み、つまり、地域や児童生徒の実情に応じて教育課程編成に工夫を加え、特色ある学校づくりを進めてほしいと考えています。また、先進的な取組について市内外に発信していきたいと考えております。以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 今説明を受けましたけども、何か質問がありますか。

中島好人副委員長 強い要望があったと、こういう話をされましたけども、どういう理由で、それは誰がどういう範囲で、どういう強い要望だったのかちょっと具体的にその辺が分かれば教えていただきたいのですが。

江澤教育長 学校運営協議会からの要望だったと聞いております。

河野朋子委員長 具体的に何か。

大井淳一郎委員 僕も母校の学校運営協議会があるんですが、基本的に教職員が司会をして運営協は地域の方々が出ているんですが、その地域の方々から小中一貫校にしてくれという意見が出たんですか。厚陽は小中が一緒になって運営協をしたんですかね。ちょっと実情が違うかもしれませんが、どういった形で意見が出たんですか。

河野朋子委員長 その辺の協議会の中身というか、メンバーとか、構成メンバーですね。

大井淳一郎委員 誰がというのはいいんですが、地域から出たんですか。実際に。

笹村学校教育課長 ちょっと説明が、運営協議会の委員がというと、委員としての立場

でというようなことになったかもしれませんが、委員としての発言じゃ、済みません、だから言い方を変えると、委員をしている方が公人、私人じゃないですが、私人としてそういう意見を言われたと。学校運営協議会の中で言われたことじゃないということです。それから、意図としてはやはり特色ある学校にしてできれば、学区の問題もあるんですが、ほかからも入ってくるような魅力ある学校にしたいと、そういった思いがあったようでございました。

大井淳一郎委員 ちょっと確認しますけど、公式な学校運営協の中で手を挙げて委員の方が言われたんじゃないかと、ちょっと言い方は悪いですけど、立ち話で委員の方がどなたに言われたか分かんないですけど、言ったのを取り上げたということでいいんですか。そういう形ですか。ちょっとそのきっかけというか。それと、もともと教育委員会が小中一貫校にしたいんだと考えておられて、それを学校運営協で提示して、それはいいことだというのはまだ分かるんですけど、一委員が言われたのを取り上げたというのは、ちょっとそれはそれでどうかなと思うんですが、ちょっと。

笹村学校教育課長 もともと厚陽小中学校の今やっていることですね。教育内容であったり、組織的なことも含めて。これはもうこのたび法整備をされた中の併設型のほうに合っていると。合っているだろうということで検討はずっとしておりました。その中で地域の要望もあったと。こういう説明が一番いいのかなと思います。もともとそういう検討をしていたし、地域からも要望があったと。

河野朋子委員長 いいですか今の件。ちょっとすっきりしない。

大井淳一郎委員 きっかけはそうかもしれませんが。普通地域から要望があるというのは、こういった公式な場で言う人は一人かもしれませんが、あるいは書面で要望書で、厚陽小中は、今後小中一貫校でお願いしたいというような要望書が出されたときに地域からあったという言い方をするので、ちょっとその辺が、そごがどうかなと思ったんでちょっと言わせていただいた次第です。

江澤教育長 その中には義務教育学校にしてほしいという御意見もあったわけなんです。義務教育学校というふうになると、いわゆる小中一貫、小中学校のきちんとした格好でございます。今のこの併設型っていうのは、それは通称でして、今までどおりいろんなことは変わりません。まず厚陽小中学校の実態、小中学校を作るときのいろいろな保護者や地域の方々の御理解は施設一体型の小中連携校とありますが、それはこの通称のここの併設型、これに当たるわけなんです。ですから、何か新しいものとかっていうよりも文科省がきちんと分類をしたので、それにきちんとした格好をするということで先ほど言いましたように、本当は規則が改正したこの28年度の4月からすべきだったんですが、いろんな文科省の通達とかいろんなものもかなり具体的でないもんがあったんで、我々は検討はしていましたけど、ちょっと時間を要していたと。そういう中で、そういう地域の方、その関係者の方も早くしたらどうなんかという御意見があったということでございます。

大井淳一郎委員 その地域の意見というのはどういった場面であったんですか。ちょっとこだわりますけどね。結局、一個人が言ったことを簡単に教育委員会が取り上げるのはどうかなと思うんですよね。やはり何らかの公的な協議会での意見であったり、あるいは文書が出たのを採用した。あるいは教育委員会のほうがこうしたいがということを公的な機関で言って、それを了承してもらったというそういう場面であれば分かるんですけど、ちょっとそこが大事だと、ちょっとこだわりますけどね。いかがですか。

江澤教育長 私が聞いているのは校長先生からそういうふうな地域の方々の意見があるんですけど。だから少し早く時間が掛かっているけれども早くしたいんだという話を聞いております。そういうふうを受け止めております。

大井淳一郎委員 もう最後にしますけどね。どっちにしても学校運営協の中で出された意見ではないということですね。それでいいですね。会の中で出された意見ではないということで。

河野朋子委員長 さっき確認でしたけど、それでいいんですね。

笹村学校教育課長 話が来たときの話は、学校運営協議会の中でそういう要望を教育委員会に出してくれというようなそういう意見が出たわけではありません。(発言する者あり)

河野朋子委員長 ちょっとその辺はちょっと整理してもらって統一してもらってですけど、ちょっと事実確認をちゃんとしてもらってください。

江澤教育長 私も運営協議会に出ていないので、何ともはっきりしたことは言えないですが、私のところに、運営協議会の委員ですよね、お二人とも。地域のそういうふうな方が、お世話されている2名の方が来られて、是非早くしてもらいたいんだがというようなことを言われました。そして、それとは別に校長先生のほうも、そういうふうなことを言われて、地元から言われているというふうなことで、それぞれに対して、どうこうということは私のほうからは言っていないんですが、先ほど言いましたように本来4月からなることが延び延びになっていたから、それは今度4月1日からきちんとできるように規則の改正をしようということでございます。

河野朋子委員長 早く早くと言われたんですけど、早くしなくてはいけない理由は何ですか。

江澤教育長 それは今行っている状況が学校規則を改正されると、この格好になるからです。今の厚陽小中の実態が、文科省がはっきり定義したものにいくと、この格好になるからでございます。

河野朋子委員長 それによって学校運営とかに何か影響があるとかいうわけではないでしょ。私が聞いたかったのはそういうことです。

江澤教育長 学校運営上何らかの問題があるのかどうか、何か変わるのかどうか、そこを実は文科省の通達でははっきりしなかったもので、それで、それを見極めるため

にちょっと時間が掛かったわけですが、そのところがそういうことはなく、かつ、特例ということで何かしようとしても、文科省に長い申請文を出し、それが許可されてどうこうということもなく、申請を出せばいいだけというメリットがありますので、それでそこに移ると、メリットはだからあるということです。

笹木慶之委員 私がさっきから聞いたかったのは、現実的に実態がそういう実態で動いているものを文科省の制度にのっかって、教育委員会規則を変えてやると、そのことのほうが学校に大きなメリットがあると、そういうことだから方向性を決めたということでしょう。そこです。

河野朋子委員長 そうなりますと殖生の今後ということも少し関わってくるので、殖生の場合どうなるのかというのが少し気になったんですけど、それについてどのように考えたらよいですか。

江澤教育長 殖生につきましても、今殖生はいろいろな長い議論があり、その中で保護者の方とか地域の方、一体型小中連携校ということで議論が行われ、そして合意に達してこういう格好になっているわけでございます。そのときは一体型小中連携校という呼び名しかなかったわけですが、今のこの学校教育法の改正になった形でいきますと、この併設型の小学校、中学校は、通称ですが、これに該当するわけございまして、自然とそういう格好になって、そのメリットを活かさなければ、何のためにしたのか分からなくなるということございまして。

河崎平男委員 そういうことで、学校運営協議会のほうに教育委員会としても説明というのは大事になってくると思うんですよ。今の段階では施設一体型の連携校とか、いろんな面分かりませんので、教育委員会から説明というか指導をお願いできたら、地域の皆さんも協議会でいろんな、今度小中一体型になるからいいね、また複合施設も隣にあるからいいねというような話が出ておりますので、その辺の今後の指導は教育委員会のほうでやっていただいたら、皆さん委員が納得すると思いますので、これは要望ですが、よろしく御配慮のほどお願いいたします。

中島好人副委員長 小中一貫校についてはまだ検証っていうかね、賛否両論あったりもあるわけですね、現場のどこでもね。やっぱりこのそういう、ここに分けてあるんだけど、結局はこの義務教育学校、要するに4、3、2体制もとったり、あとこの文科省の承諾を得られない、でもこの特例としてどんどんこうやっていけるっていうか、そういう方向がね、果たして子供たちにとって本当に100%いいのかどうかっていう点もね、問題もあるわけですからね、やっぱりその辺のこの問題点は何なのかということもね、きちっと見とかないといけない点もあるんじゃないかなというふうに私は思うんですね。一つは連携だったらそれぞれもうある意味じゃ分けてね、小学校、中学校分けていろんな形でこう、ある意味じゃ基本的に分けながら授業を進められますけども、もう一体校になっていくとですね、何もかもがこう一緒になっていく状況も作り出されていくわけですね。今、実態はそうだけれども、一体校になるとそういう枠も、そういう道も順次できていくわけですね。例えば中学校や小学校の免許証をね、免許を持っている、両方の免許を持っている人が増えてきたらそうしましょうとかね、そういう状況を作り出していく、門戸を広げていくっていうかね、そういうことにもつながっていくわけですよ。現状は今余り変わりませんよということですけどね。やっぱり僕はそういう問題点はあるということを僕は指摘しておきたいと思います。

河野朋子委員長 指摘ですか。

大井淳一郎委員 今、副委員長言われましたけども、4、3、2というわけではないですね。あと学校はそれぞれあって、教職員もあってということですね。ただ校長先生は厚陽小中は今、便宜上、一人になっているだけのことで今後どうなるかわかりませんが、ちょっとそこを明確にしてください。

江澤教育長 いわゆる今まで言われていた小中一貫校っていうのはこの義務教育学校に相当するところでございます。この場合はいろいろなことが本当に小中一貫という格好でなるわけでございます。その右の小中一貫型小学校・中学校っていうのは、これは小学校があり、中学校がありというそのままの形で通称って

いう格好で、だから何なのかよく分からないっていうような、文科省のほうも多分非常に曖昧なっていう格好になろうと思います。そういうことです。

河野朋子委員長 この事業、小中一貫教育っていう事業名として新規事業で挙がっていますよね。今回予算の中に。また予算の中でこういったことも多分取り上げられると思いますので、今日は総務のところで一応聞いたというところによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、ありがとうございます。これで終わります。それでは委員会を閉じます。

午後3時5分閉会

平成29年(2017年)3月8日

総務文教常任委員会委員長 河野朋子